

ラオス民法典の編纂——その特色と動態——

慶應義塾大学

松尾 弘

1 はじめに——ラオス民法典をみる視点

1. ラオス民法典の制定・公布・施行

2018年12月6日、ラオス国民議会（以下、国会）は、ラオス人民民主共和国憲法（2015年改訂）67条1項に従い、ラオス民法典を議決した（109号議決）¹。これによって成立したラオス民法典は、公布に向けて準備が行われ、2019年1月4日付けの国会常務委員会の提案（提案書番号01）を受け²、2019年1月18日付けで³、ブンニャン・ウォラチット国家主席により、国家主席令（144号）1条をもって公布され⁴、2020年5月11日に官報に掲載された。その結果、ラオス民法典は、法令制定法80条1項⁵および民法630条1項に従い、国家主席令による公布後365日後⁶、かつ官報掲載から15日経った後となる、2020年5月27日に施行された。

こうして制定・公布・施行されたラオス民法典（630か条）⁷は、今後、民法学（実定法学）の観点、比較法学の観点、法整備のための国際協力としての法整備支援論の観点、国家の開発プロセスにおける法整備の役割に関する開発法学等の観点から、考察対象となることが考えられる。本稿は、ラオス民法典が施行されるに至ったこの機会に、ラオス民法典の到達点と特色を確認するとともに、さらなる改正の余地を検討するために、残された課題と今後の発展方向を展望することを目的とするものである⁸。

2. 国家統治の基本法としての民法

国家の経済的・政治的・社会的「発展」を目指して行われる「開発」（development）のプロセスにおいて、法整備はその重要な道具として認められてきた。この意味で、法整備

¹ 採決結果は、賛成108、反対10、棄権・無効0であった。

² 法令制定法57条は、国会常務委員会は国会本会議の日から数えて20日間以内に国会の承認した法律を国家主席に対して公布の検討のため提案するものとする。

³ 法令制定法58条は、国家主席は国会から法律を受取った日から数えて遅くとも10日以内に法律公布の国家主席令を發布することを検討するものとする。もっとも、その期間内に国家主席は国会常務委員会に対して再検討を提案する権限を有し、国会が該当の法律を以前のまま合意し、保証する場合には、国家主席は国会常務委員会から保証書類を受取った日から数えて15日以内に公布しなければならないものとする。

⁴ 同国家主席令1条は「民法典を公布する」とする。もっとも、実際に同国家主席令が司法省に伝えられたのは、2020年3月30日であった。

⁵ 法令制定法80条1項は、公布された憲法、法律および国家主席令は、官報に掲載された日から数えて15日後に発効するものとする。

⁶ これは、2020年1月19日となる。

⁷ 本稿では、ラオス民法典の条文を（ ）内で引用する場合、（ラ民〇〇）と表記する。例えば、（ラ民523②[2]）は、（ラオス民法典523条2項2号）を意味する。また、法令名に続く（ ）の数字は、当該法令の条文番号を指す。

⁸ ラオス民法典（2018年12月6日国会承認版）の制定経緯とその概要については、入江2019a: 29-33頁参照。

は国家統治に不可欠の手段といえるが⁹、それには2つの側面がある。1つは、政府が市民の権利を保護し、開発政策を実現するために、その権力をもって市民に一定の行動を促す仕組みを構築するための法整備である。ここでは、市民の諸権利を定義し、それらを侵害から保護し、実現し、そして、市民の利益を安定的・長期的に最大化するものとしての公益を実現するために、集権化された権力装置を構築することである。もう1つは、そのようにして強大化する政府権力の濫用や逸脱を防ぐことのできるような、権力の統制装置を構築することである。国家の統治 (governance) としての法整備は、これらの両側面を兼ね備えることを目指すものである¹⁰。こうした国家の法整備プロセスの全体像の中で、民法の整備は第1の側面である、市民の諸権利を定義し、それらを侵害から保護し、実現するための基本ルールを構築するという意味をもつ。民法は、まさにそれが定める市民の諸権利の確実な保護・実現のためにこそ国家が存在するという、国家の存在理由の根本を明らかにするものである。はたして、ラオスの民法典が、ラオス国家の存在理由を明らかにするものとなっているか、そして、どのような国家像を提示しようとしているか、この観点から、ラオス民法典を検討し、評価することには、きわめて興味深いものがある。

もっとも、民法が国家統治のための法整備の基盤的意義をもつとしても、その内容もその整備方法も、けっして一様ではない。それは、どの社会にも、法をその一部として組み込んでいる制度 (institution) が存在しており、そうした制度に埋め込まれる形で多かれ少なかれ固有の特色をもつ法が存在し、法の真空状態はない、ということに起因する。そして、民法を含む国家の法整備は、制度全体の変化を伴って初めて実効性をもつことから、常に既存の制度を足場にしてのみ可能になる。このことは、今や制度変化 (institutional change) の経路依存性 (path dependence) として、広く認識されるに至っている¹¹。そして、法それ自体もまた、したがって、民法も、けっして完成された固定的なものが存在するわけではなく、各国の法制度の歴史的発展プロセスと現在の経済・政治・社会状況に応じて相関的なものであり、絶えず変化して止まない動的なものであり、その変化の仕方も多様である。しかし、そうした中でなおも各国法に共通して見出される法理の枠組と変化の方向性こそが法の本質であり、モンテスキューのいう「法の精神」である¹²。

民法典の編纂を含む法整備は、真っ白なキャンバスに絵を描くようなイメージとは相当に異なるものである。あるいは更地に新たに建物を建てるようなものでもない。立法者がこう描きたい、こう建てたいと思っても、必ずしも思いどおりにならない不自由を感じる作業であるに違いない。そうした下地や地盤が多様である上に、描き手や建築家も異なる。そして、それを引き継ぐ人々の手によって、さらに独特なものに姿を変えてゆく。

以上のことは、ラオス民法典の編纂にも妥当する。それもまた白地のキャンバスに絵を

⁹ 1つの国家の統治に必要な基本的法制度（公法、家族法、私法、生活行政、軍備、国際法）の存在理由を明らかにする、スミス／水田訳 2005 参照。

¹⁰ したがって、法整備支援もまた、これら両者の改善状況を意識しながら進める必要がある。

¹¹ ノース 1994: 121-137 頁, 148-149 頁, ノース 2016: 80-81 頁参照。

¹² 各国の状況に応じて相関的かつ動的な法（しかし、そうした相関的・動的な法に通底してなおも見出される共通枠組法理）としての「法の精神」につき、モンテスキュー／野田ほか訳 1989: 48-49 頁。

描いたものでも、更地に建物を建てたわけでもない。では、はたしてそれは、どのようなキャンパスの上に、あるいはどのような地盤の上に、どのようにして描かれ、あるいは建築され、どのような特色をもつ絵ないし建物であろうか。以下では、まず、既存の法令との関係におけるラオス民法典の特色を概観する（以下、Ⅱ）。ついで、その点の確認を踏まえて、ラオスの歴史と現状に照らして相関的かつ動態的なものとしての法という視角から、ラオス民法典の姿をさらに立ち入って分析することを試みる（以下、Ⅲ）。最後に、ラオス民法典の発展方向と今後の改正課題を総括する（以下、Ⅳ）。

Ⅱ ラオス民法典の特色

1. 個別立法積上主義

ラオス民法典は、全 630 か条の比較的小規模な民法典である。それは、近隣諸国で近時制定された民法典、例えば、2015 年ベトナム民法典（689 か条）、2007 年カンボジア民法典（1305 か条）、2017 年ネパール民法典（721 か条）等と比較しても、明らかである。

しかし、そうであったとしても、ラオス民法典は、まさに白いキャンパスに絵を描くように白紙の状態から出発したわけでも、更地に建物を建てようとしたわけでもない。直接的には、1986 年の「新思考」（チンタナカーン・マイ）以降に制定され、実務で運用され、一部は改正が重ねられた個別法令が存在する。実質的民法といってもよい規定を含む先行法令としては、所有権法（1990 年）、契約法（1990 年。2008 年改正〔契約内外債務法〕）、契約外債務法（1990 年。2008 年改正〔契約内外債務法〕）、家族法（1990 年。2008 年改正）、相続法（1990 年。2008 年改正）、民事訴訟法（1990 年。2004 年、2012 年改正）、家族登録法（1991 年。2009 年、2018 年改正）、公証法（1991 年。2009 年改正）、担保取引法（1994 年。2005 年改正）、外国人及びラオス人間の婚姻に関する首相令（1994 年）、事業法（1994 年）、質に関する首相令（2002 年）、土地法（1997 年。2003 年改正）、国籍法（2004 年）、土地登録に関する規則（2007 年、首相府国家土地管理庁）、森林法（2008 年）、協会に関する首相令（2009 年）、財団に関する首相令（2011 年）、担保法の実施に関する首相令（2011 年）、国家財産法（2012 年。2014 年改正）、知的財産法（2012 年）、環境保護法（2013 年）、企業法（2014 年）、労働法（2014 年）、養子縁組に関する首相令（2014 年）などが存在した。これらの個別立法の経験を踏まえ、それをういた取引実務、紛争解決、裁判実務を活かす形で、民法典の編纂が行われた。ラオスの開発プロセスにおける法整備のスタンスが、個別立法積上主義と特徴づけられる所以である¹³。

2. ラオス民法典の内容的特色——新設規定を中心に

（1）新設規定の源泉

もともと、ラオス民法典は、既存の民法関連個別法令（前述 1）を単に再編集したものではない。むしろ、これらの既存法令を逐一再検討し、かつ諸外国の民法典——主として、

¹³ 松尾 2006: 48 頁、松尾 2013: 163 頁。

ベトナム民法典（2005年，2015年），タイ民商法典（1923年～1936年），カンボジア民法典（2007年），日本民法典（1896年），フランス民法典（1804年），ドイツ民法典（1896年），ロシア連邦民法典（1994年～2006年）——をも参照し，少なからぬ新設規定や改正規定も加えて，新たに起草されたものである。その結果，ラオス民法典は，既存の民法関連法令には存在しなかった法概念，法規定または一まとまりの法制度をも創出した。

それらの背景には，起草テクニカル・グループ（TG）のメンバーと，日本側から法整備支援に関わったアドバイザリー・グループ（AG）との協力活動（現地セミナー，本邦研修，テレビ会議，メールでのやり取り等を通じての議論，コメント等）が存在した。そうした協力活動は，ラオス民法典の条文の具体的な起草作業に入る前の準備段階¹⁴から，民法の教科書，問題集等を作成する際に，現行法および諸外国の民法を研究することを通じて始まっていた。以下，民法典（全9編）の各編ごとの特色を，新設の概念・規定を中心に概観する。

（2）第I編——「総則」を創出し，法律行為，代理，時効について新たに規定したこと

（i）第I編「総則」は，既存の個別法令を民法典に統合するために，それらに共通する法原理と法概念を規定するものとして，新たに創出された。それは，第1章「目的及び民法典適用の範囲」，第2章「民法典における基本原則」に続き，第3章「法律行為」，第4章「代理」，第5章「期間」，第6章「時効」について定めている。その際，ドイツ，日本，ベトナム等の民法典も最初に「総則」を置き，その中で①権利の主体（自然人と法人），②権利の客体（物），③権利の変動（法律行為，（消滅）時効等）を定めているのに対し，ラオス民法典の「総則」は①権利の主体については第II編で，②権利の客体である物については第IV編で定めたために，③権利変動原因としての法律行為と時効を中心とする比較的「ライトな」総則となっている点に特色がある。その結果，総則では，法律行為，代理，時効という一般的法概念を創出し，第II編以降にも頻出する共通ルールを定めることが主眼となっている。

（ii）「法律行為」（ニティカム）とは「人，法人及び組織の任意の意思表示による行為であり，民事の権利義務を発生，変更又は終了させるもの」（ラ民15）と定義された。表意者の相手方に対する「意思表示」に基づく権利変動原因としての「法律行為」の概念は，民法典で新たに採用されたものである¹⁵。

もっとも，法律行為に関する第3章（ラ民15～30）のうち，法律行為の種類（ラ民16），法律行為の有効要件（ラ民17）としての目的（ラ民18）・任意性（ラ民19）・行為能力（ラ民20）・形式（ラ民21），法律行為の無効（ラ民22～28）に関する規定は，2008年契約内外債務法（およびその前身の1990年契約法）における「契約」の種類，有効要件としての目的・任意性・行為能力・形式，無効に関する規定に基づき，新たに「法

¹⁴ 後述3（i）参照。

¹⁵ それ以前は「ニティカム」は主として，憲法，法律から，地方人民議会の定める法令，村の規則までを広く含む「法令」の意味で用いられていた（憲法53[20]，76，77[11]，法令制定法2）。意思表示に基づく権利変動原因としての「法律行為」（ニティカム）の用語の採用に至る紆余曲折の経緯につき，松尾2019: 7-8頁参照。

律行為」を受け皿にして規定し直したものである¹⁶。

これをベースに、法律行為の定義(ラ民 3[10], 15), 法律行為に付することのできる条件(ラ民 29)・期限(ラ民 30)の規定等を新設し、法律行為の体系的な規律整備が行われた。

また、法律行為の当事者に対する第三者の信頼保護の制度として、法律行為の相対無効の効果(取消しにより、法律行為の日から、法的効果を有しない)は、「善意の第三者」には及ばない旨の規定も新たに設けた(ラ民 28)¹⁷。

もっとも、法律行為を意思表示に分析し、意思表示の到達による効力発生、意思表示の受領能力等についての規定は、まだ設けられていない。

また、「行為能力」の概念は既存の立法から承継したが、「意思能力」については、明確に概念化されておらず、それゆえに意思能力の定義および意思能力を欠く行為の効力が規定されていない。これをどのように規定すべきかも、今後の課題である¹⁸。

さらに、法律行為の相対無効の原因である錯誤、詐欺、強迫、暴力、一方当事者の不利益(ラ民 24 ①[1])については、個々の詳細な要件を定めておらず、この点も改正課題となる。

(iii)「代理」に関する第 4 章(ラ民 31～42)は新設規定である¹⁹。それは、代理の定義、種類、要件・効果、復代理、無権代理、代理の終了について定めたものである²⁰。そこでは、代理権のない者が代理人として行った法律行為および代理人が代理権の範囲を越えて行った代理行為の相手方(第三者)を保護するために本人が責任を負うべき場合についても規定を置いた(ラ民 40 ②, 41 ②)。

(iv)「時効」に関する第 6 章(ラ民 49～62)も、多くが新設規定である。それは、1990 年所有権法 42 条の取得時効、2008 年契約内外債務法 102 条の提訴時効の規定を取り込み、取得時効と消滅時効の双方を取り込む形で、実体法上の権利変動原因として新たに規定された。取得時効と消滅時効をドイツ民法典のように別々に規定すべきか、フランス民法典、日本民法典、ベトナム民法典のように統一的に規定すべきかは、相当議論されたが、統一的に定める方式が採用された。

取得時効の要件(不動産 20 年、動産 5 年の善意・平穩・公然の継続占有による。ラ民 51)は、基本的に変更がない。もっとも、①占有者は平穩、公然に占有するものと推定され(ラ民 239 ①)、②善意占有は平穩、公然、継続占有によって推定される(ラ民 237 ①)ものとされた。②は 1990 年所有権法 42 条 1 項後段を承継するものであるが、①は占有の章(第 IV 編第 2 章)を所有権の章(同第 3 章)から独立させた結果、新設された規定である²¹。

¹⁶ なお、契約の「動機」(2008 年契約内外債務法 14)の規定は、契約内債務に維持された(ラ民 368)。これについては、後述Ⅲ 8 (2) 参照。

¹⁷ ちなみに、ラオス民法典では「善意」という場合、善意かつ無過失を意味する(占有の善意・悪意に関するラ民 237 ①・②参照)。過失が、落ち度ある者の行為態様として、悪意と同様に取り扱われることの帰結である(ラ民 237 ②参照)。

¹⁸ もっとも、実質的には、例えば、「無意識又は強度の酩酊状態にある者による法律行為」が、行為能力を欠く者による法律行為と同じく、相対無効の法律行為とされている(ラ民 24 ①[3])。

¹⁹ 従来は、2008 年契約内外債務法 70 条 1 項(委任)、2012 年民事訴訟法 88 条(訴訟代理)等に個別規定を置くにとどまった。

²⁰ なお、代理行為の瑕疵に関する草案規定は取り下げられた。入江 2019b: 79-80 頁。

²¹ 後述(5)(iii) 参照。

消滅時効の要件（建築契約に基づく請求権は10年、その他の契約に基づく請求権、損害賠償請求権、その他の請求権は3年の権利不行使による。ラ民52）も、2008年契約内外債務法102条1項の要件を承継しつつ、提訴時効を実体法上の消滅時効とし、起算点は「請求権を行使することができる日」（ラ民57①[2]）とした²²。

（3）第Ⅱ編——「権利能力」の概念を創出し、権利主体に関する一般規定を体系化したこと

（i）第Ⅱ編「人及び法人」では、「権利能力」の概念を創出し、これに基づき、権利主体について、第1章「人」（自然人）と並び、第2章「法人」の一般規定を初めて定めた。

（ii）第1章「人」（ラ民63～101）には、権利能力、人格権、行為能力と後見、住所、失踪宣告と死亡宣告が規定された。自然人の「権利能力」とは、「法に基づいて権利及び義務を有する能力であり、その者が生存して生まれた日から始まり、その者が死亡した時に終了する」とされ（ラ民63①）、外国人、永住外国人、無国籍者も、「法律又は条約が別途定める場合を除き」、ラオス国民と同様の権利能力をもつことが明規された（ラ民63③）²³。

権利主体としての自然人の規定において、「人格権」を定義し（ラ民65）、その侵害に対する救済方法（差止め、原状回復、損害賠償の請求）を定めた（ラ民66）点も、特色がある。人格権は自然人のみに関わることから、総則の基本原則の章には編入せず、あえて権利主体の自然人の章に規定したものと考えられる²⁴。

（iii）ラオス民法典は、「行為能力」を「自ら権利を行使し義務を履行する能力である」と定義し（ラ民67）、①成年に達しない者、②行為能力を限定された者、③行為能力を喪失した者を行為無能力者とする（ラ民68）。裁判所の判決により、行為能力を限定された者または行為能力を喪失した者と認定された者は、後見人による保護に付される（ラ民76～78）²⁵。行為能力の概念および関連制度は、2008年契約内外債務法（12）、2008年家族法（45）、2012年民事訴訟法（331～336）等に規定があり、それらをベースに規定を新たに整理した。

（iv）住所（ラ民85～91）、失踪宣告（ラ民92～96。失踪登録が行われ、財産管理人による財産管理が始まる。ラ民94・95）および死亡宣告（ラ民97～101。死亡登録が行われ、相続が開始する。ラ民99・100）の制度は、2008年家族法（20）、2012年民事訴訟法（337～342）等をベースに、規定の整理が行われた。死亡宣告の取消しにより、死亡宣告を下された者は権利を回復するが、配偶者の再婚や「合法に処分された財産」を取り戻すことはできないものとされ（ラ民101②）、第三者の保護および法律関係の安定が図

²² ただし、債務者が逃げた場合、消滅時効は、「権利者がその者について知り又は知り得、発見し又は発見し得、又はその最後の住所を知ったとき」から開始する（ラ民57②）。

²³ なお、胎児の権利能力に関しては、胎児にも相続権を認める規定のみがある（ラ民574[1]）。また、妻が夫の子を懐胎した場合、子の出産前に夫婦関係が無効な婚姻の取消しによって終了したときも、法律上の子とみなされる（ラ民160①）。

²⁴ これに対し、2015年ベトナム民法典は、第Ⅰ編「総則」中に第3章「個人」第2節「人格権」（25～39）として規定する。

²⁵ もっとも、行為能力の限定または喪失の確認の判決を登録して容易に証明するための制度は未構築で、村を通じて確認する実務が行われている（入江2019b: 81頁）。今後、失踪宣告の登録（ラ民94）、死亡宣告の登録（ラ民99）も参考にしつつ、手続法上整備する必要がある。

られている。

(v) 「法人」(第2章)の規定は、2014年企業法、2009年協会に関する首相令、2011年財団に関する首相令等をベースにしつつも、全面的に新設されたものである。法人の一般規定が定められたことは、今後法人の一般法理を展開するうえで、大きな意義がある。法人の一般原則(ラ民102～120)、協会(非営利社団に相当²⁶。ラ民121～129)、および財団(ラ民130～136)について規定された。

一般原則では、「法人の権利能力」を「定款に定めた目的、関係する法律及び政令に従って権利及び義務を有する能力」と定義し(ラ民103)、その権利能力は「適法に設立された日」から発生し、法律によって承認された外国法人は、法律が別途定める場合を除き、内国法人と同様の権利義務を有する(ラ民103)。ここでは、法人ガバナンス(統治)に関する規定が中心になり(ラ民108～115)、法人の代表者がその権限を越えて業務を行った場合、代理人の範囲を越えた法律行為のルール(ラ民41)が適用される(ラ民115①後段)。その結果、相手方が代表者の権限の範囲内であると合理的に信じた法律行為は「正当」に行われたものとみなされる(ラ民41②)。

協会(非営利社団)には、最高機関として、「総会」が置かれる(ラ民128)。協会には、全国、県・首都、郡・特別区・特別市、および村の範囲で活動するものが認められる(ラ民123②)。

財団には、全国、県・都、および郡・特別区・特別市の範囲で活動するものが認められる(ラ民131)。

協会・財団ともに、定款および設立合意に従い、統治構造をもち、それによる管理運営が行われる(ラ民127、135)。

(4) 第Ⅲ編——家族法の現行秩序を基本的に維持したこと

(i) 第Ⅲ編「家族」は、一般原則、婚約及び婚姻申込み、婚姻、夫婦間の関係、夫婦の財産、夫婦の終了、父母と子の関係、父母及び子の権利及び義務、未成年後見人の選任の9章からなる。その多くの規定が、既存の法令²⁷を承継し、新設規定は少ない²⁸。そこでは、婚約(ラ民145、146←2008年家族法6、7)、婚姻申込(ラ民147、148←2008年家族法6-1、7-1)等、伝統慣習に従って男性側から金品等の提供を伴って申込みが行われる行為、夫婦となる前の交渉によって女性が妊娠、出産したが婚姻しなかった場合に男性が出産費用等を支払う義務(ラ民149②←2008年家族法8②)、結婚式の方法に関する規定(ラ民153←2008年家族法12)等も維持された。もっとも、ラオス社会も絶えず変動しており、伝統慣習の影響が残るこれらの規定も、今後議論され、変容してゆくことも考えられる。なお、夫婦となる前に交渉をもったが婚姻しなかった場合につき、男性が女性または女性の家族に慰謝料等を支払う義務のみを定めていた2008年家族法8条1項は、女性にも同

²⁶ 営利社団に関しては、2014年企業法があり、民法典第Ⅱ編第2章「法人」を一般法とする特別法の関係に立つ。しかしなお、民法典の法人規定のうち、人の集まりによる法人(2人以上の集まりによる。ラ民106)が、1人会社の設立を認める2014年企業法の規定(175)を排除するものでない旨の注意規定が置かれた(ラ民105②)。

²⁷ 2008年家族法、2014年養子縁組に関する首相令、2018年家族登録法等。

²⁸ 入江2019a:33頁参照。

様の義務を課す形に改正された（ラ民 149 ①）。男女平等への動きとみることができる。

（ii）数少ない新設規定として、父であることの否認（ラ民 198）がある。夫は、妻が生んだ子が自分の子でないと証明できるときは、父であることを否認するために、子の出生を知った時から 1 年以内に、裁判所に否認請求の訴えを提起する権利をもつ²⁹。ラオス家族法では、子の利益を優先する制度が形成されてきたが、父子関係の有無をめぐる裁判実務での実際問題を背景とする立法であるとみられる。

（iii）ラオス民法典には、夫婦の選択的別氏制度（ラ民 163 ← 2008 年家族法 15）、夫婦の財産は婚前財産と婚姻財産に区別され、婚姻財産に対して夫婦はその何れがその財産を得たかに関わりなく「等しい権利」をもつこと（ラ民 166, 168, 169 ← 2008 年家族法 26, 27）、協議離婚に際しては所定の申請書を「村長」に提出しなければならない、村長は夫婦が仲直りするよう教育し、当事者が受け容れない場合は 3 か月の熟慮期間を与えなければならない等の慎重な手続がとられていること（ラ民 174 ① ← 2008 年家族法 21-2 ①）、離婚した夫婦は未成年の子を世話し、養育し、教育する義務を負うものとされていること（共同親権。ラ民 179 ①）³⁰、養子縁組について、養子は成年に達してはならず（ラ民 201[1] ← 2008 年家族法 38 ①）、実父母との親子関係は終了し（断絶養子。ラ民 205 ① ← 2008 年家族法 41）³¹、協議離縁は存在しない（ラ民 206 ← 2008 年家族法 41 参照）³² 等、現在の日本民法とは対照的な制度が存在することも注目される。

（5）第Ⅳ編——物および所有権、その他の権利に関する規律を再編し、体系化したこと

（i）第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」は、物、占有、所有権、共同所有権、所有権の取得、所有権の終了、所有権の使用範囲、所有権の保護、地役権および地上権の 11 章からなっている。本編は、1990 年所有権法、2003 年土地法、2007 年土地登録に関する規則、2008 年森林法、2013 年環境保護法等をベースにする。一方、ドイツ民法典、ベトナム民法典、日本民法典等も参考にしつつ、新たな規定および新制度の創設も含んでいる。特に物、占有、地役権、地上権に関する新設規定が重要である。

（ii）第 1 章「物」は、パンデクテン系列のドイツ、日本、ベトナムの民法典では、総則の権利客体の章に置かれることが多い。もっとも、「物」に関する規定は所有権、その他の物を支配する権利にとって重要性をもち、ドイツ民法典第 1 草案では物権編に置かれたが、第 2 草案以降総則編に置かれた。1907 年スイス民法典は物権編に規定している。インスティトゥティオネス系列の民法典は、当然ながら物の編に定めることになる³³。その意味で、この点に関しては、ラオス民法典はインスティトゥティオネス方式に近いともいえる。

²⁹ 日本民法 774 条、2014 年ベトナム婚姻家族法 89 条 2 項を参考にして起草された。

³⁰ 本条は、2008 年家族法 23 条を改正し、共同親権の原則を明確にしたものである。

³¹ なお、2008 年家族法 41 条は、養子縁組の登録日から養親子関係が発生する旨を規定したが、実親子関係が終了することは明示していなかった。

³² このようにラオス民法典の養子縁組は、現在の日本民法の特別養子縁組に相当する制度構成となっている。

³³ 例えば、フランス民法典第Ⅱ編「財産及び所有権の様々な変容〔形態〕」は第 1 章「財産の区別」、第 2 章「所有権」、第 3 章「用益権、使用権及び居住権」、第 4 章「地役又は土地役務」から構成されている。

物（サップ）には有体物と無体物があり（ラ民 227 ①）、財物（サップシンコーン）は有体物であって不動産と動産があり（ラ民 227 ②）、無体物には権利と知的財産があるとして（ラ民 227 ③）、権利客体の大分類をすることから出発している³⁴。一方、所有権は有体物である財物（サップシンコーン）を占有、使用、収益および処分する包括的で完全な権利とされていることから（ラ民 249）、所有権の客体は有体物に限定されている。これは議論の末、最終的に 1990 年所有権法 1 条が定義する所有権概念を承継したものである³⁵。この意味で、第 1 章「物」は第 IV 編の「所有権及び物に対するその他の権利」の客体よりも広く権利客体を規定しているが、概念整理上は、むしろその方が便宜であろう。

有体物のうち、「不動産」は「動かすことができない物（サップシンコーン）であり、土地及び土地に恒久的に付着した物（サップシンコーン）、例えば家、樹木及びその他の建築物などである」（ラ民 228）と定義されている。ここでは、土地と建物が別個の不動産か、一体不動産かは、明確にされていない。土地と建物が一体不動産か別個不動産かが問題になる場面の 1 つは、土地に担保権を設定する場合であるが、「担保に供される物」（ラ民 521）についての規定も、「担保に使用される不動産」として、土地使用権（ラ民 521 ③ [1]）とアパート、建設物、例えば、家、建造物、ビルの所有権（ラ民 521 ③ [2]）を別個に挙げるものの、両者が一体か別個かを明らかにしていない³⁶。もっとも、両者が別個であることを前提とした法定地上権や一括売却権の制度は設けられていない。ちなみに、売買、担保設定等の実務では、土地と建物を一体的に取り扱うことが一般のようである³⁷。

(iii) 第 2 章「占有」（ラ民 235 ～ 248）は新設された占有の制度を定めている。1990 年所有権法 1 条は、占有をもつばら所有権の権能の 1 つとして定めており、所有者以外の賃借人、管理者、使用借人等による占有の保護（1990 年所有権法 68）も、占有すべき権利（権原）に基づくものであって、権原とは切り離された占有それ自体を保護するものではなかった。権原に基づかない、不法な占有に対するネガティブな評価ないし嫌悪感が強い（社会主義的）所有観が根強く残る中で、占有それ自体に様々な法的効果を認め、占有侵害に対する保護を与える占有の制度の理解を得ることは、容易ではなかった。しかし、第 1 段階として、準備期間における議論の中で³⁸、起草 TG メンバーが占有制度の意義を理

³⁴ ほかに果実、従物、可分物、代替物等についても規定する（ラ民 230 ～ 234）。

³⁵ 松尾 2015: 128 頁参照。

³⁶ この点は、日本民法典 86 条 1 項も同様である。もっとも、同項の原案は土地と建物を一体不動産とする趣旨で、「土地、建物及ヒ其定著物ハ之ヲ不動産トス」（原案 87。下線は引用者による）と書き分ける一方で、「建物ハ土地ニ定著シテ之ト一体ヲ成ス物ナルヲ以テ不動産トセリ」と説明されていた（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988a 「民法査会議事速記録」：594 頁〔富井政章〕）。この原案 87 条は、その後整理案 88 条となり、「建物」の語が削除されて、現行民法 86 条 1 項と同じく「土地及ヒ其ノ定著物ハ不動産トス」（口語化前）となり、それに続く整理案 89 条として「土地ノ定著物ハ別段ノ定アル場合ヲ除ク外其土地ノ一部ヲ成スモノトス」と提案された（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988b 「法典調査会・民法整理案」：11 頁）。ところが、これに対しては、「日本ノ慣習」に背くものであるとの批判が加えられ、結局整理案 89 条が削除され、整理案 88 条のみが残り、現行民法 86 条 1 項となった（法務大臣官房司法法制調査部監修 1988b 「法典調査会・民法整理会議事速記録」：38 頁）。以上の経緯につき、松尾 1995: 106-108 頁参照。

³⁷ 松尾 2013: 164 頁、松尾 2015: 133 頁。

³⁸ 後述 3 (i) 参照。

解し、第2段階として、起草TGメンバーが、既存の立法を支持して提案を否定するシニアメンバー（起草委員）を繰り返して説得することにより³⁹、第3章「所有権」に先立ち、第2章「占有」が成立した⁴⁰。これは、物の平和的な支配秩序についての国家の役割を再考させるとともに、所有権に対する理解をもさらに深める契機となりうる。

「物」(サップシンコーン)＝有体物の占有は「平穩, 公然な占有」と推定され(ラ民239①)⁴¹、ある期間の始期と終期における占有はその間継続したと推定される(ラ民239②)。そして、「物の公然, 平穩, 継続な占有」により、「善意占有」が推定される(ラ民237①)。これにより、例えば、善意による20年(不動産に対する権利)または5年(動産に対する権利)の占有を要件とする時効取得(ラ民51)が現実的なものとなる。

占有の効果の1つとして、善意で権原なしに動産を占有する者は、所有者から返還請求を受けた場合、その動産を返還しなければならないが、所有者に対し、「その物の価額」の支払を請求することができる(ラ民243①)。これは、動産の善意取得(日本民法192参照)にまでは至らないものの、所有者への価額償還請求を認める限りにおいて、善意取得者の保護を図る制度である。これは、1990年所有権法58条をベースに、対象を動産に限定する形で改正したものである⁴²。

もともと、占有の保護(果実の取得, 費用償還請求, 価額賠償請求, 占有侵害に対する返還・妨害の停止・障害の除去等)は、悪意の占有者には認められないものとなった(ラ民241②, 242③, 243④, 246①)。ここには、悪しき行為態様に対しては、制裁を加えるべきであるという法観念が影響しているとも考えられる⁴³。

(iii) 第3章「所有権」、第4章「所有権の形態」に続く、第5章「共同所有権」(ラ民280～291)は、タイ民商法典、2015年ベトナム民法典を参照しつつ、1990年所有権法25条が定めていた共有財産権の規定を詳細化し、多くの規定を新設した。①持分が定められている共同所有権と②持分が定められていない共同所有権を認め、①については、共有物の使用, 収益, 処分, 管理, 分割について定める(ラ民285～290)。一方、②の一形態として、コミュニティの共同所有権(ラ民283)について規定を置いた。

(iv) 第6章「所有権の取得」(ラ民292～314)は、合意および相続に基づく承継取得(ラ民292～299)に続き、一連の原始取得について定めている(ラ民300～314)。このうち、添付(動産と不動産の付合, 不動産同士の付合, 動産同士の付合, 動産同士の混和, および加工)は、ドイツ民法典および日本民法典を参照しつつ、新設された規定である。

(v) 第7章「所有権の終了」に続く第8章「所有権の使用範囲」は、1990年所有権

³⁹ いったんは占有制度の提案を却下された本編の担当者(ドイツ留学経験をもつ)は、「次の改正を待たなければならない」と諦めかけたものの、他の起草TGメンバーも加わり、再度議論を重ね、最終的に民法典に編入された。若手のTGメンバーがシニア・メンバーにあえて論戦を挑むという光景は、従来見られないものでもあった。

⁴⁰ その際には、ドイツ民法典、日本民法典、2015年ベトナム民法典も参考にされた。

⁴¹ なお、物＝有体物の占有に関する規定は、無体物の占有にも準用される(ラ民248)。

⁴² この変更は、2017年3月のラオス現地セミナーでの議論に基づいて行われた。関連する売買の規定の「財物」(2008年契約内外債務法42条)も「動産」(ラ民409)へと変更された。

⁴³ 後述Ⅲ4, 6参照。

法・第6章の規定を承継したものと新設規定の双方を含む相隣関係の規定を置くほか、緊急事態における所有者の義務（ラ民321）、環境の保護に関する所有者の義務と責任（ラ民322）等、所有者の義務についても規定している。後者は環境保護法23条に基づき、民法典に編入したものである。

(vi) 第9章「所有権の保護」は1990年所有権法、2003年土地法の規定を承継するものである。所有権の侵害に対する所有権に基づく請求権等、日本民法典には明文規定がない制度である。所有権の侵害形態に応じ、所有物の返還、確認、妨害の停止、妨害の危険の予防の請求（ラ民334～336）に加え、水路・ため池・堰堤から水を溢れさせた者に対し、耕作地の所有者が、行為の停止および損害賠償を請求する権利についても、規定を置いた（ラ民338）。

(vii) 第10章「地役権」（ラ民339～349）および第11章「地上権」（ラ民350～361）は、土地の有効活用を促進すべく、新設された制度である。土地に対する権利の構成は、社会主義国家を特徴づける最も重要な制度の1つである。ラオスでも、土地の所有権は全人民に帰属する一方、特定の土地の使用権は個人でも取得することができ、土地使用権の取引の制度が発達してきた。さらにそれにバリエーションを加え、土地を有効に活用する手段が、地上権および地役権である。

地役権は、土地に対する所有権ないし使用権以外の権利の中では、最も特色があるものである。なぜなら、地役権は、承役地の使用権者の占有を完全には排除せず、地役権の目的の範囲内で、要役地の使用権者と承役地の使用権者が承役地をともに有効活用することを可能にするものだからである。地役権については、ドイツ、日本、カンボジアの民法典、タイの民商法典を参照しつつ、法定地役と合意による地役の双方を定めるものである。賃借権等と異なり、要役地所有者が承役地を占有するものではなく、承役地所有者は「要役地占有者が承役地から十分に利益を得られることを確実なもの」とする義務を負うが（ラ民344）、承役地の占有から排除されてしまうわけではない。地役権の侵害に対する保護も「地役権の行使に必要な範囲で、自身の正当な権利及び利益を守るため」の措置が認められることを定めている（ラ民346）。

地上権は、他人の土地の上に建物、樹木等を所有することを可能にする制度として定められており（ラ民350）、土地の地下および上空の範囲を指定して設定することも可能とされた（ラ民351）。地上権は譲渡可能であり（ラ民357）、地上権の侵害に対しては、所有権と同様の保護を受ける（ラ民356）。土地使用権の保護が強化され、実質的に所有権に接近すればするほど、自らは土地を使用しない者であっても、その上に設定することができる地上権の存在意義もまた高まるものと考えられる⁴⁴。

地役権も地上権も「法律によって適切に登記された時」に取得される（ラ民341①、352①）。その登記の方式と手続に関する2019年土地法の規定⁴⁵との整合性を図るとともに、

⁴⁴ そのような土地利用の方法についての考え方が、社会主義的土地所有制度にどのようなインパクトを与えてゆくかが、注目される。

⁴⁵ 2019年土地法は、2019年6月第8回国会（第7回通常審議）で成立した。

実務上の対応を整備する必要がある。

(6) 第V編——債権の効力、契約に関する規律を拡充したこと

(i) 第V編「契約内債務」は、一般原則、契約の締結、無効契約、契約の履行、契約の履行を確保する措置、契約不履行、契約の変更・解除及び終了、債権者及び債務者の変更、第三者への契約の効力、契約の種類等の10章からなる。同編は、2008年契約内外債務法等の既存法令をベースにしながらも、重要な規定を新設し、債権の効力の強化、契約に関する規律の充実等を図っている。

(ii) パンデクテン体系の導入という観点からみた場合、第V編の最大の困難は、①債権総論→債権各論(②契約総論→③契約各論→④契約以外の債権発生原因論)という形で、一般的規定から特殊的规定へと条文を配列する方針を徹底することが容易でなかった点にある。これは、1990年契約法、2008年契約内外債務法に含まれていた規定をベースに、債権関係の規定を再編するという形で、まさに足場から出発せざるを得なかったことによる。

ラオス民法典は、①債権総論に属するものとして、債務の支払の順序(ラ民383)⁴⁶、免除(ラ民384)⁴⁷、相殺(ラ民385)⁴⁸を第4章「契約の履行」の中に新設した。また、詐害行為取消権に当たる制度を「第三者に対する債権者の権利」(ラ民397)として、第6章「契約不履行」の末尾に追加する形で新設した。

②契約総論に属するものとして、契約の解釈(ラ民374)⁴⁹、契約の効力(ラ民375)⁵⁰の規定を第2章「契約の締結」の中に新設し、手付(ラ民389)を第5章「契約の履行を確保する措置」の中に新設した。また、契約上の地位の移転に当たる全ての「権利及び義務の移転」(ラ民403)を第8章「債権者及び債務者の変更」の中に新設した⁵¹。これは債権譲渡に当たる「債権者の変更」(ラ民401)および債務引受に当たる「債務者の変更」(ラ民402)とともに、規定したものである⁵²。さらに、第9章「第三者への契約の効力」を新設し、契約の相対効の原則(ラ民404)⁵³を確認したうえで、第三者のための契約(ラ民405)⁵⁴を新たに規定した。

なお、債権者の変更(債権譲渡)に、債権譲渡禁止特約が可能である旨が新たに付加された(ラ民401①)。これは、債権譲渡を抑制する方向への追加規定である。このことは一見すると、2017年改正日本民法典466条2項・3項・4項、466条の2～466条の5に

⁴⁶ 弁済の充当に当たる。タイ民商法典328条・329条、日本民法典484条参照。

⁴⁷ タイ民商法典340条、2015年ベトナム民法典376条、日本民法典519条を参照した。

⁴⁸ 2015年ベトナム民法378条・379条、日本民法典505条を参照した。

⁴⁹ タイ民商法典368条を参照した。

⁵⁰ フランス民法典(2016年改正前)1134条(合意)・1135条(合意による義務の範囲)を参照した。

⁵¹ 契約実務における要請に基づき、日本民法典539条の2を参照した。

⁵² もっとも、債権譲渡および債務引受は債権総論の規定事項ともいえ、日本民法典は債権譲渡・債務引受と契約上の地位の移転を別個に規定している。

⁵³ フランス民法典(2016年改正前)1165条(契約の相対効)を参照した。

⁵⁴ タイ民商法典374条～376条、ドイツ民法典328条～335条、カンボジア民法典379条～382条を参照した。

見られるように、債権譲渡担保による資金調達への要請の高まりを背景に、債権の流動化が要請され、債権譲渡禁止特約の効力を弱め、少なくとも善意かつ無重過失の譲受人は保護される方向への制度改正に逆行しているようにも見られる⁵⁵。しかし、これもまた相対的・動態的法観念の下で、ラオスの経済社会における債権の流動化への要請に照らして判断する必要がある。

(iii) 第10章「契約の種類」は、2008年契約内外債務法における契約類型に加え、新たに、①サオスー契約（ラ民414）⁵⁶、②コンセッション（営業許可）契約（ラ民439）、③雇用契約（ラ民457）、④保険契約（ラ民465）の4類型を新設した。なお、寄託契約に関する規定はすでに存在したが、その特則として、ホテルまたはゲストハウスの所有者がその宿泊客の乗り物および宿泊客が通知しまたは預けた貴重品の損害に対して負う責任（レセプトゥム責任）（ラ民445）の条項も新設した⁵⁷。

(7) 第VI編——契約外債務の規定を充実させたこと

(i) 第VI編「契約外債務」は、一般原則、不法行為、他人に代わってする仕事（事務管理）、権利のない物又は利益の受領（不当利得）の4章からなる。ここでも、重要な規定が新設された。

(ii) 第2章「不法行為」は、不法行為の一般的定義（ラ民472）を設けた。これにより、①自己の行為から生じる責任（2008年契約内外債務法83～91）と、②自己の管理下にある他人、動物及び物から生じる責任（2008年契約内外債務法92～95）とを統合する形で、不法行為法を創出した。そのうえで、その中における特殊不法行為として、2008年契約内外債務法が定めていた[1]使用者責任（92→ラ民486）、[2]父母、後見人又は管理者の責任（93→ラ民487）、[3]動物の所有者または占有者の責任（94→ラ民488）、[4]物から生じる損害に対する責任（95→ラ民489）に加え、新たな規定として、[5]樹木の所有者又は占有者の損害に対する責任（ラ民490）、[6]家又はその他の建築物の所有者の損害に対する責任（ラ民491）、[7]製品又は商品から生じる損害に対する責任（ラ民493）、[8]危険物から生じる損害に対する責任（ラ民494）、[9]環境への損害に対する責任（ラ民495）を定めた。このうち、[1]・[3]・[4]・[8]・[9]は行為者に「落ち度」がある場合に責任を負う、帰責事由主義に基づいている。これに対し、[2]・[5]・[6]・[7]は行為者の「落ち度」を直接には要件としてはいない。例えば、[2]父母、後見人又は管理者の責任は、免責要件が定められておらず、結果責任に近い厳しいものとなっている。その社会的背景とその変容の動向を慎重に検討し、改正の余地を探る必要がある。

また、一般不法行為の要件に関して、損害の種類として、2008年契約内外債務法が定めていた①財産的損害、②生命又は健康上の損害、③精神的損害に加え、新たに④評判、名

⁵⁵ 日本の場合は、特に多数の売掛代金債権に譲渡担保を設定して事業資金を調達することへの社会的要請が高まったことにもよっている。

⁵⁶ サオスー契約とは、サオスー・プロバイダーが製品をサオスー利用者に貸し（サオ）、サオスー利用者は、当該物の価格を合意された回数と時期に従って完全に支払ったときに借りた物の所有権を取得する〔買う（スー）〕旨の契約である（ラ民414）。買取特約付きのリースに近い。

⁵⁷ タイ民商法典674条～675条、日本商法典595条～598条、ドイツ民法典701条～702条を参考にした。

誉又は尊厳を加え（ラ民 475）、各々について規定を設けた（ラ民 476～479）。

（iii）第 3 章「事務管理」（ラ民 496～500）は、2008 年契約内外債務法 96 条～98 条が簡潔に定める事務管理の定義、要件、効果に関する規定を精緻化した。

（iv）第 4 章「不当利得」は、一般的定義（501 条）を新設した。加えて、非債弁済（504 条～508 条）、および不法原因給付（509 条）についても、新たに規定を設けた。

（8）第 VII 編——担保法を再編成し、債権担保方法を多様化したこと

（i）第 VII 編「担保」は、一般原則、法律による担保、契約による担保、担保登記の 4 章からなる。2005 年担保取引法、2011 年担保法の実施に関する首相令等をベースにしつつ、重要な新設規定および新設制度を加えた。なお、当初、「担保」は、1994 年契約履行担保法（2005 年改正）としての沿革に従い、第 V 編「契約内債務」に続く第 VI 編に置かれたが、債権発生原因として契約外債務をも含む債権担保法として、第 VI 編「契約外債務」に続く第 VII 編に位置づけられた。

（ii）質については、従来は動産質のみを認めていたが、①動産質（ラ民 528～534）に加え、②不動産質（ラ民 535～539）および権利質（ラ民 540～545）を新設した。

（iii）抵当（非占有の登録担保）については、従来は不動産の抵当のみを認めていたが、不動産による抵当（ラ民 548～551, 562）のみならず、動産による抵当（ラ民 552～555, 562）の制度を法律上明規し、かつ登記による優先順位の確定に関するルールを明確化した（ラ民 524[1]・[2]）⁵⁸。

問題は、質権（前述（ii））と抵当（登録担保）との優劣関係である。この点については、統一的な担保制度として、登録による動産担保制度の導入を目論む国際金融公社（IFC）が、2017 年 10 月以降、ラオス民法典草案に対するコメントを提示し、登録担保制度を促進するための割賦販売契約の売主の権利、サオスー契約の売主（貸主）の権利、買戻特約付売買の売主の権利について動産担保登録を可能にすること、動産質・書類による質の廃止、動産抵当を所有権登記された動産に限定する（ラ民 553[5]）という制限をしないこと、担保物に関する具体的記載や価額の記載（ラ民 522）を要件としないこと等を求めた⁵⁹。

これに対し、起草 TG および日本側 AG は是々非々で対応することとし⁶⁰、①割賦販売における売主の権利の動産担保登録を可能とし（ラ民 408 ②）⁶¹、②買戻特約付売買の売主の権利の動産担保登録も可能とし（ラ民 427 ④）⁶²、③登録担保と質の優先関係を明確にする規定（ラ民 524, 530）を設ける一方、④動産質や書類による質は廃止しないこととした⁶³。

（iv）さらに、物上代位の規定（ラ民 513）、法律による担保としての先取特権の規定（ラ

⁵⁸ もっとも、ラオス民法典 524 条 1 号は、適法に行われた担保登録、物の占有または担保権の管理に対等な効果を認め、それらが競合した場合には、それらの中で先行する担保権者に優先権を認めている。

⁵⁹ 入江 2019b: 89 頁、入江 2019c: 44 頁参照。

⁶⁰ 入江 2019c: 48 頁参照。

⁶¹ これに対し、サオスー契約の場合、代金全額の支払があるまで所有権は売主にあることから、動産担保登録は不要（登録なしに所有権を主張しうる）とされた。

⁶² 買戻特約付売買の目的物が不動産の場合は、土地使用権活動登記が行われる（ラ民 427 ④）。

⁶³ 入江 2019c: 48-49 頁。

民 515～517)、担保物の善意の購入者または賃借人の保護規定(ラ民 514)も新設した。

(v) 最後まで議論になったのは、同一物を複数の債権者の担保にするための要件について、規定を新設した点である(ラ民 523)。その際には、担保物が債権総額を上回る価値をもたなければならない(ラ民 523 ②[2])等の規制が設けられた⁶⁴。また、同一物に複数の担保権を設定するための手続も厳格なものとなっている(ラ民 523 ②[3]・[4])。そこでは、被担保債権の総額が担保物の価値を上回り、担保割れを起こすことにより、債権を回収できない債権者が現れる事態を極力避けようとする政府の姿勢が窺われるように思われる。

(9) 第Ⅷ編——相続法の現行秩序を基本的に維持したこと

第Ⅷ編「相続」は、相続の原則、法律による相続、遺言による相続、遺産の承継・放棄・相続権の喪失、遺産の管理及び遺産所有者の負債に対する相続人の責任の 5 章からなる。起草ワーキング・グループの議論の段階では、相続の開始から遺産分割に至るまでの相続財産の帰属先をより明確にするために、2008 年相続法の規定を抜本的に見直そうとする動きもあった。しかし、起草委員の方針により、既存の法をベースにする方針に戻ることになった。その内容については、後に改めて検討する⁶⁵。

(10) 第Ⅸ編——民法典の施行方法を定めたこと

(i) 第Ⅸ編「最終条項」は 2 か条のみからなる(ラ民 629, 630)⁶⁶。2015 年ベトナム民法典も、最後の第Ⅵ編は「施行条項」であるが、経過規定(688)および施行時期(689)を定めている。これに対し、ラオス民法典の最終条項は、施行時期、経過規定、既存の法律との関係について定めた「発効」(ラ民 630)の規定に先立ち、「執行機関」(ラ民 629)の規定を置き、ラオス政府、最高人民裁判所および最高人民検察院が民法典を「執行」する一方、ラオスで暮らし、または事業、商業等を行うラオス人民、外国人、永住外国人および無国籍者および全ての組織が、民法典を「尊重し、履行しなければならない」と定めている。それは、単に民法典の適用対象となる者を定めたにとどまらず⁶⁷、一步進んで政府と人民双方に民法典の実施を求めるものであり、法の支配の進展の一段階としての民法典の社会への浸透に対する熱意の表れとも受け取れる。

(ii) 発効に関する規定(ラ民 630)は、施行日、民法典の施行前に発生した権利・義務への適用法規(経過規定)、および民法典との関係での既存の法律の効力(廃止法律)について定めている。

まず、施行時期の規定(ラ民 630 ①)は、国民議会で承認された際には、施行についての国家主席令の発布および官報掲載から 365 日経過後とされていたが、この規定自体が施

⁶⁴ 2005 年ベトナム民法 324 条、2015 年ベトナム民法 296 条の影響が窺われる。後述Ⅲ 12 参照。

⁶⁵ 後述Ⅲ 13 参照。

⁶⁶ 「最終条項」は、例えば、2008 年契約内外債務法 107 条(施行)、108 条(効力)にもある。同 107 条は「ラオス人民民主共和国政府は、本法を施行する」としていた。

⁶⁷ 民法典の適用対象については、すでに規定(ラ民 7 ①)があり、ラオス国家の領域内にいる自然人・法人に適用されることを定めている。主権に属する領域高権の帰結である。なお、ラオス民法典は、外国にいるラオス国民に対しても、ラオス人民民主共和国の主権に属する対人高権の作用として、適用されるものと解される。

行までに変更され、国家主席令の発布から365日後かつ官報掲載から15日経過後とされた。法令制定法80条1項が、法律は官報掲載日から数えて15日後に発効する旨定めていることから、これに合わせつつ、官報掲載日より前の国家主席令の発布から365日を確保したようにも見える。しかし、国家主席令の発布自体が、実際に司法省に伝えられたのは2020年3月30日でありながら、日付の上では1年以上前の2019年1月18日付けであり、この時点で国家主席令の発布から365日後という要件は満たされており、かつ2020年5月11日に官報に掲載され、5月27日にいわばあれよという間に施行となった。変更前の規定による場合ですら、必ずしも長いとはいえない期間であったことから、今後の問題としても、公布から施行までの準備期間の確保は、留意すべき点である。

つぎに、経過措置の規定（ラ民630②）は、民法典の施行（2020年5月27日）よりも前に成立し、権利・義務を発生させた法律行為については、既存の「関連法の規定が適用される」旨の原則（法律不遡及の原則）を簡潔に提示しているが、「法律で特別の定め」による例外の余地が認められており、個別問題が生じる可能性がある。また、裁判所に対する訴えの提起が民法典の施行後か否かによって民法典の適用を決する旨の動きもあり、その場合における法律不遡及の原則との抵触、法律の特別の定めによる対応の可否につき、個別問題レベルで慎重に検討する必要がある。

さらに、廃止法律に関して、民法典の施行により、2008年契約内外債務法、2008年家族法、1990年所有権法、2008年相続法および2008年担保法および「その他の法律の条文で関係する民事の特徴を持つもの」は廃止される旨が規定されている（ラ民630③）。この点は、ここに挙げられた法律も含め、既存の関連法律の廃止について、個別条文のレベルで、包括的に検討する必要がある。これは個別立法積上主義に必然的に付随する作業でもある。場合によっては、前述した経過措置に関する法律の特別の定め（ラ民630②但）を活用すべき場合があるかも知れない。

3. ラオス民法典の制定プロセスの特色

ラオス民法典の起草から、国会への提出を経て、成立、公布、施行されるに至るプロセスは、ラオスに対する日本の法整備支援のプロセスと重なっている。それは、(i) 起草作業開始までの準備段階（2001年8月～2012年6月）、(ii) 起草作業開始から国会に付す法案を作成するまでの起草段階（2012年6月～2017年5月）、(iii) 国会に法案が提出されてから、その承認を得て成立するまでの修正段階（2017年5月～2018年12月）、および(iv) 国会での承認による成立から、施行に至るまでの確認段階（2018年12月～2020年5月）に区分することができる⁶⁸。

(i) 第1期（約11年）：起草作業開始までの段階（2001年8月～2012年6月）は、後から顧みれば、民法典起草のための準備期間であったといえる。この時期には、民法典の制定自体はまだ具体的目標とされておらず、民商事法セミナー等を通じて、民法に関する

⁶⁸ 入江2019a: 30-33頁は、準備段階、起草段階、第1回目の国会審議、第2回目の国会審議、民法典成立後の5段階に整理している。

る現行法の理解を深め、比較法的知識を吸収するとともに、法律概念と法的思考に慣れ親しみ、必要な法概念を形成すること、それを通じて、法律的知識をもつ人材の育成に専念した時期であった。この時期には、法律辞書、民法概説書、民法基本問題集、民法教科書の作成とそれに対する法整備支援が行われた。しかし、この11年近くに及ぶ第1期なしには、第2期の起草作業は極めて困難であったと考えられる。

(ii) 第2期(約5年)：起草作業開始から国会の審議に付す法案を作成するまでの段階(2012年6月～2017年5月)では、2012年6月7日・8日、ヴィエンチャンで民法典起草開始式が開催され⁶⁹、チャルーン司法大臣の起草開始宣言により、立法計画上2015年の成立を目標とする民法典草案の起草が始まった。2014年11月に最初の草案が固まり、法令制定法に従い、ラオス各地でパブリック・ヒアリングが行われ、意見の一部は草案に反映され、2017年5月に国会に提出された。

民法典起草開始式の後、2012年6月12日～13日、ヴィエンチャン郊外のターラートで第1回の起草ワーキング・グループの会議が開かれ、民法典の骨格となる編別構成について議論を行った。グループ・ディスカッションを経て、様々な提案が出され、その後全体討論を行った。国会法律委員会委員長であったダヴォン氏、司法省副大臣のケート氏も参加し、編別構成の最終案が取りまとめられた。ここで固まった編別構成は、後に担保と契約外債務の各編を入れ替えた以外は、民法典の成立・公布・施行に至るまで維持されることになった。続いて、この編別構成をベースに起草テクニカル・グループ(起草TG)が4つに分かれ⁷⁰、起草作業がスタートした。日本側ではアドバイザー・グループ(AG)を立ち上げ、現地セミナー、本邦研修、JICA-Netによるテレビ会議等を通じて、起草された草案に対して逐条コメントを付し、比較法情報を含む、関連情報の提供等を行い、そのやり取りを繰り返した。起草に際して参考にすべき資料について、起草TGメンバーが随時アクセスできるサイトを設け、比較法情報を中心にアップした。

また、民法典草案を起草するためのルールとして、法令制定に関する法律(2012年)よりもミクロなレベルのメタ・ルールを策定し、起草TG間で共有した⁷¹。

民法典草案の原案(約650か条)が2014年末に作成され、その頃からラオス各地での意見聴取会が始まった⁷²。日本でも比較法学会(2015年6月6日、中央大学後楽園キャンパス)での報告が行われた⁷³。

⁶⁹ その折に筆者は、「民法の体系としてどのようなものが相応しいか」、「比較法からラオスに相応しい民法を考える」のテーマで報告をする機会を得た。入江2019a:37頁注21。

⁷⁰ 起草TGは、①総則、人・法人、②契約内外債務、担保、③物、所有権等、④家族、相続の4グループに分かれた。松尾2015:109頁(2015年4月時点)。なお、その後の推移につき、入江2019a:29頁(2018年12月時点)も参照。

⁷¹ その際、日本の現行民法典編纂当時に策定された「法典調査会規則」(明治26年2月22日勅令11号)、「法典調査規定」(明治26年4月27日内閣総理大臣)、「法典調査ノ方針」(明治26年5月2日民法総会以前、法典調査会)を英訳し、参照した。

⁷² なお、第2期の起草段階は、①民法典の起草作業の開始(2012年6月)から民法典草案の原案ができるまで(2014年末)の約2年半と、②その後、民法典案が国会に付される(2017年5月)までの約2年半に、細分することができる。

⁷³ 比較法研究77号(2015)105-149頁参照。

2014年末から、2017年5月の国会審議（5月15日・16日）に最初の民法典草案が付されるまでの間に、裁判官、検察官、司法省職員、弁護士等を対象とする意見聴取会が行われ、草案改訂に反映された。そして、2017年2月からは国会議員との意見聴取会も行われた。この間もラオス側TGと日本側AGとの現地セミナー、本邦研修、テレビ会議等によるやり取りが続いた。

(iii) 第3期（約1年半）：2017年5月に国会に最初の民法典案が提出されたものの、いくつかの疑問点が出され、再審議までの間に回答すべき問題提起が行われた⁷⁴。その後国会議員に対する説明会や意見交換会が行われ、民法典草案の改訂が行われた。約1年後の2018年6月に司法省から内閣に、8月に内閣から国会常務委員会に提出され、様々な検討を経て、12月5日・6日の国会審議を経て、12月6日に成立した。この国会に民法典案が提出されてから、再審議を経て、成立するまでの国会への対応を中心とする修正段階（2017年5月～2018年12月）には約1年半を要した。この間、ラオス各地で国会議員、実務家、他ドナー等との意見交換会が多数開催された⁷⁵。この期間は、民法典案の周知や国会審議に反映すべき議論を深めるうえで、重要なプロセスであったと考えられる。この間、ラオス側起草TGと日本側AGとの間で、民法典案の逐条解説（リサーチ・ペーパー）づくりの作業が現地セミナー、本邦研修、テレビ会議等を通じて行われた。

(iv) 第4期（約1年半）：国会での承認による成立から、施行に至るまでの段階（2018年12月～2020年5月）には、予想以上の時間がかかることになった。ラオス側の元起草TGおよび新メンバーと日本側のAGの間では、2018年12月に成立した民法典（国会承認版）を用いての逐条解説（リサーチ・ペーパー）案の執筆とそれに対するコメントのやり取りが続いた。

この間に、国会常務委員会との協議が行われ、国会の審議で取り上げられた点等につき、条文の改訂等が加えられた⁷⁶。その際は、国家主席令の発布および官報による公布後、1年間の周知期間を経て施行される旨の当初の最終条項（ラ民改訂前630）も改訂され、本稿の冒頭に述べたように、国家主席令の発布による公布および官報掲載日から15日後に施行されることになった。ここに至るまでの期間（第4期）は、予想外の展開であった。

こうして振り返ると、ラオスとの民法整備協力の活動が始まってから、起草作業、意見交換会、説明会、改訂作業が繰り返され、民法典が成立し、施行されるに至るまでに、約19年を要したことになる。その帰結が、前記の特色をもつラオス民法典である。では、それは、施行後の取引実務、裁判実務、市民の日常生活への適用からのフィードバックを得ながら、今後どのような方向に発展してゆくべきものであろうか。その際、さらなる発展に向けてのポイントになるべき課題は、どこにあるのであろうか。

⁷⁴ このプロセスは、一種のダメ出しの慣例として、当初からある程度は想定されていた。その意味では、国民議会審議のプロセスとしては、その後の対応が重要になる。

⁷⁵ 入江 2019a: 32 頁。

⁷⁶ 入江 2019a: 33 頁。

III ラオス民法典の動態分析

1. ラオス民法典の動態分析の視角

前節では、個別立法積上主義によるラオス流の民法典編纂の特色について、新設規定を中心に、既存の個別立法をどのように変更しようとしたかを検討した。前節での考察を踏まえ、本節では視点を換え、ラオス民法典の特色を、相関的かつ動態的な法という観点から、今後の発展方向を展望するために重要と考えられる点に焦点を絞って改めて分析する。そのためには、ラオス民法典を他国の民法典と比較しつつ、現在の特色を鮮明にし、かつ今後の発展の方向性を測定するための共通の座標軸を設定することが必要かつ有効である。本稿では、以下の点に着目する。すなわち、(1) 民法典の編別構成、(2) 一般的法概念の創出、(3) 行為規範的規定の存在と裁判規範との関係、(4) 民事関係の一般法としての民法における公法規定の存在、(5) 民事関係の一般法としての民法における刑事法規・制裁規定の存在、(6) 家族・コミュニティ・国家の集団的価値と個人の自己決定・私的自治の展開、(7) 契約・法律行為による私的自治・意思自治の展開状況、(8) 所有権移転の引渡主義と意思主義の萌芽、(9) 物権と債権の区別、(10) 市場取引の進展と第三者保護による取引安全の確保、(11) 金融取引の進展に適合した債権担保制度の編成、(12) 相続による権利の帰属と移転、および(13) グローバル化への対応である。

これらの指標は、ラオス民法典を他国の民法典と内容的に比較するための基準であるだけでなく、社会の変容に応じて民法典の内容が将来変化してゆくであろう動態を考察するための、基本原理レベルの変容を捉える指標となるものである。それらは、各国の事情とその変容に応じて相関的かつ動態的なものでありつつも、なおも各国の民法典に共通して見出される変化の方向性を探り、さらなる改正の指針となるような、共通枠組法理 (common framework of legal principles) の探求に資しうるであろう⁷⁷。

2. 民法典の編別構成

(1) インスティトゥティオネス体系、パンデクテン体系とラオス民法典の体系

ラオス民法典は、第I編「総則」(1～62)、第II編「人及び法人」(63～136)、第III編「家族」(137～226)、第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」(227～361)、第V編「契約内債務」(362～469)、第VI編「契約外債務」(470～509)、第VII編「担保」(510～564)、第VIII編「相続」(565～628)、第IX編「最終条項」(629～630)から構成されている。この構成は、民法典起草段階の最初期に、編別構成会議で決定されて以来、基本的に維持された⁷⁸。その特色は、民法典の古典的な編別構成である「インスティトゥティオネス体系」(1794年プロイセン一般ラント法・第I編、1804年フランス民法典、1811年オーストリア一般民法典、1890年日本民法典等が典型)と「パンデクテン体系」(1863年ザク

⁷⁷ それは、特定の固定的内容をもつものではなく、相関的・動態的な法観念と矛盾するものではない。

⁷⁸ この構成が採用決定された経緯および時期(2012年6月)については、前述II 3(ii)参照。ただし、2014年末草案では、第VI編が担保、第VII編が契約外債務であった。これは、担保のベースになった既存法令が、契約履行担保法であったという経緯に影響されたものである。しかし、被担保債権の発生原因は契約に限らないことから、担保は契約外債務の後に置かれるべきものとされ、現在の形になった。

セン民法典, 1896年ドイツ帝国民法典, 1896年日本民法典等が典型)⁷⁹の双方の特色を備えた折衷的構成をとっている点にある。

(2) パンデクテン的特色

民法典を総則・物権(債権)・債権(物権)・親族・相続によって編成するパンデクテン体系の特色は、(i)より一般的な規定から、より特殊的な規定へという条文の配列方針をとる点、(ii)民法を財産法(物権・債権)と家族法(親族・相続)に大別する点、(iii)物権と債権を区別する点にある⁸⁰。

まず、前記(i)の一般的規定から特殊規定へという条文配列方針をラオス民法典が採用していることは、まず第I編「総則」の創設に見られる。パンデクテン体系は、民法典制定プロセスの第1期(2001年～2012年)に様々な民法典に触れた起草TGメンバーの間で、次第にポピュラーなものになっていった。もっとも、パンデクテン体系は各編、各章、各節等の冒頭にも総則を置いているが、ラオス民法典は条文数が少ないこともあり、必ずしも徹底していない。とはいえ、第I編「総則」第1章「目的及び民法典適用の範囲」に続く第2章「民法典における基本原則」、第II編「人及び法人」第2章「法人」A「一般原則」、第III編「家族」第1章「一般原則」、第V編「契約内債務」第1章「一般原則」、第VI編「契約外債務」第1章「一般原則」、第VII編「担保」第1章「一般原則」、第VIII編「相続」第1章「相続の原則」等、各編の中でも総則的規定を最初に置く傾向がみられる⁸¹。今後、ラオス民法典における条文数の増加に伴い、パンデクテンの特色(i)はさらに浸透してゆくものと考えられる。

その際、重要な課題となってくるのは、債務法規定のパンデクテン的構成である。特に第V編は、2008年契約内外債務法の「契約」に関する規定の一部を「法律行為」に関する規定に加工し直して、第I編総則に移したが、「契約」に関する規定の一部を[1]債権総論→[2]契約総論→[3]契約各論へとパンデクテン的に整序する作業は、未完成である。例えば、[1]債権総論につき、第V編契約内債務のうち、第4章「契約の履行」、第6章「契約不履行」、第8章「債権者及び債務者の変更」は、債権一般に共通する債権総論規定としての意味をもつ。しかし、ラオス民法典は第V編契約内債務と第VI編契約外債務を各々独立の編としたために、両者を架橋する債権総論を欠くことから、これらの規定は、現時点で最上位の契約総論に置かれている⁸²。また、[2]契約総論につき、「契約の特徴」として片務契約と双務契約が規定されているが(ラ民365)、双務契約の帰結として同時履行の抗弁権、危険負担に関する規定を契約総論に編入する余地がある。ちなみに、同じく双務契約に妥当

⁷⁹ それ以前にも、ザクセン民法典等、ドイツ領邦の民法典において普及していた。

⁸⁰ 松尾2016b: 15-17頁参照。

⁸¹ また、2012年8月29日「民法典構成」案では、第I編「総則」を第1章「民法典の基本原則」から始めること(「目的」はその中に第1条として編入する)、第IV編「財物と物権」も第1章「総則」から始めることが予定されていた。

⁸² ちなみに、既存の法律になく新たに規定された免除(ラ民384)、相殺(ラ民385)は第4章「契約の履行」に、詐害行為取消権は第6章「契約不履行」の末尾に、契約上の地位の移転(ラ民403)は第8章「債権者及び債務者の変更」の末尾に各々挿入された。

する規範としての不安の抗弁権は、契約当事者の一方が自己の義務の一部を履行した場合に関してであるが、規定されている(ラ民 387)。これらは、契約履行の困難に関する通知(ラ民 386)とともに、将来、契約総論の規定を構成しうる。

つぎに、前記(ii)の民法を財産法と家族法に大別する発想は、独自の形をとって、ラオス民法典に存在する。それは、社会の構成単位としての家族の法を重視するという伝統的理解に基づくものである。このことは、第Ⅲ編「家族」を、財産法としての第Ⅳ編～第Ⅷ編に先立って配置する点に顕著に表れている。ちなみに、日本の民法典の編纂過程では、旧民法典(1893年)のインスティトゥティオネス体系から、現行民法典のパンデクテン体系に移行するプロセスで、起草者の1人である梅謙次郎が、第Ⅰ編「総則」の後に、財産法である現在の第Ⅱ編「物権」・第Ⅲ編「債権」に先立ち、第Ⅱ編として「親族」を置くべきであると熱心に主張した。その理由は、日本社会では人事に関する権利(人事権。親族法上の権利)が特に重視されているとの信念に依拠するものであった。この梅提案は日本では取り入れられるに至らなかったが⁸³、奇しくもラオス民法典では梅構想に近い配列が採用されることになった。この点も、注目し得るラオス民法典の特色である。

さらに、前記(iii)の物権と債権の区別は、物権変動の規定を含む第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」と、債権・債務の発生原因である第Ⅴ編「契約内債務」および第Ⅵ編「契約外債務」を区別している点に見出される。もっとも、個々の規定レベルでは、例えば、物権変動に関するいくつかの規定が第Ⅴ編「契約内債務」に存在する点⁸⁴、第Ⅶ編「担保」には物的担保と人的担保(保証)が、担保目的の制度として便宜上統合されている点など、それほど徹底されてはいない。この点については、後述する⁸⁵。

(3) インスティトゥティオネス的特色

一方、ラオス民法典が、第Ⅰ編「総則」以下において、(i)人の法として、第Ⅱ編「人及び法人」、第Ⅲ編「家族」を、(ii)物の法として、第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」を、(iii)権利移転の法として、権利変動原因となる第Ⅴ編「契約内債務」、第Ⅵ編「契約外債務」、第Ⅶ編「担保」、第Ⅷ編「相続」を配置する点は、インスティトゥティオネスの構成に沿っている。もっとも、権利移転の法のうち、物権変動に関する主要規定が第Ⅳ編に配置され、第Ⅴ編・第Ⅵ編の債権・債務の発生原因と別個に規定されている点は、パンデクテンの特色に通じる。

また、第Ⅷ編「相続」の位置づけも、インスティトゥティオネス体系とは異なる。インスティトゥティオネスの典型であるフランス民法典は、第3編「所有権を移転する様々な方法」の冒頭第1章「相続」と第2章「生存者間の贈与及び遺言」に相続関連の規定を置いている。これに対し、ラオス民法典は、相続法を(2か条の最終条項を除けば)最後に置く点では、パンデクテン体系と共通する。もっとも、相続法の位置が最後になるのは、パンデクテンでは財産法を先に、家族法(親族・相続法)を後に置いた結果であるから、家族法(親族

⁸³ 松尾 2019: 6 頁参照。

⁸⁴ 例えば、ラオス民法典 406 条 5 項、409 条がある。

⁸⁵ 後述Ⅲ 10 参照。

法)を先に置くラオス民法典とは異なる方針の帰結である。ラオス民法典の相続が第八編に置かれた経緯は、民法典の編別構成会議において様々な提案が出され、自由な議論の末に、相続は権利変動に関する法の中でも独特なものだからという理由が決定的であった⁸⁶。もっとも、これは社会主義法思想の影響によるとみる解釈もある⁸⁷。ちなみに、2015年ベトナム民法も「相続」を5編中の第四編(609～662。なお、第五編は「外国的要素を持つ民事関係に適用する法令」)に置いている。もっとも、旧ソビエト連邦崩壊後のロシア連邦民法典(1994年～2006年)は「相続法」を7編中の第五編(1110～1185。第六編は国際私法、第七編は知的財産法)に維持している。こうしてみると、ラオスの場合も相続法の位置づけは相続に対する必ずしもネガティブな評価を意味するものではないとみられる。

(4) ラオスの体系とその意義

こうしてみると、ラオス民法典は、インスティトゥティオネス体系とパンデクテン体系を参照しながらも、独自の民法典の体系を構築したといえることができるであろう。それは、これから民法典を編纂し、あるいは改正する国にとっても、1つのモデルとして、参照されるに値するものとなるであろう。

3. 一般的法概念の創出

(1) 法律行為概念の創出による法律行為論の生成

ラオス民法典は、「法律行為」(ニティカム)の概念を創出することにより、法律行為の成立、効力、行為能力、条件・期限付き法律行為および代理行為からなる、一連の法律行為論の制度基盤を作り上げた。法律行為(ニティカム)とは、「人、法人及び組織の任意の意思表示による行為であり、民事の権利義務を発生、変更又は終了させるものである」と定義された(ラ民15)⁸⁸。

この定義に基づき、法律行為の種類(ラ民16)、法律行為の要件(ラ民17)、法律行為の目的(ラ民18)、法律行為の任意性(ラ民19)、法律行為を自ら行いうる行為能力(ラ民20)、法律行為の形式(ラ民21)、法律行為の無効(ラ民22～28)、法律行為の条件(ラ民29)・期限(ラ民30)、法律行為の代理(ラ民31～42)からなる、一連の法律行為規定がラオス民法典の総則で展開された⁸⁹。これは、ラオスの法律学における法律行為論の形成の土台となることが期待される。

⁸⁶ 国会法律委員会委員長ダヴォン氏の意見が影響力をもった(2012年6月13日、ターラートにおける民法典起草会議)。前述II 3(ii)も参照。

⁸⁷ 西2015:124頁は「社会主義の下では相続が基本的に不労所得であるためか、後方に置かれることが多い」とみる。

⁸⁸ なお、「法律行為」(ニティカム)は「用語の説明」(ラ民3)では「民事法律行為」(ニティカムタンペーン)を意味するものとされている(ラ民3[10])。もっとも、「民事関係」(サーイポワパンターンペーン)とは、「財産的又は非財産的特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係」とされ、広い意味をもつ(ラ民3[1])。

⁸⁹ このうち、法律行為の要件・目的・任意性・行為能力・形式・無効に関する規定は、1990年契約法および2008年契約内外債務法において契約について規定されていたものを法律行為に置き換え、必要な修正を加えたものである。しかし、新たに条件、期限、代理等も加え、総則として独立させるために、法律行為の一般概念の創出が重要な役割を果たした。

(2) 統一的な不法行為概念の創出

ラオス民法典は、1990年契約外債務法および2008年契約内外債務法にはなかった、不法行為一般を定義することにより、一般不法行為概念を創出した。すなわち、「不法行為とは、ある者の法令に抵触する、故意又は不注意による行為又は懈怠であり、その不法行為者はその引き起こした損害を賠償する責任を負う」（ラ民472本）⁹⁰。これは、故意、不注意または懈怠を要件にすることにより、落ち度のある者の責任を追及する帰責事由主義の原則を明確にしたものといえる。それは、不法行為の法理の発展プロセスにおける重要な一歩といえることができる。

2008年契約内外債務法は、第3部「契約外の債務」を第1章「自己の行為から生じる責任」（83～91）と第2章「自己の管理下にある他人、動物及び物から生じる責任」（92～95）に区分して定めていた。これに対し、ラオス民法典における一般不法行為概念は、両者をブリッジする形で、不法行為の要件と効果を定めることにより、不法行為の一般的な帰責原理としての帰責事由主義を明確にし、不法行為の体系的法理を形成する基盤を提供した点で、重要である。そのうえで、帰責事由主義の例外を含む特殊的不法行為の規定（ラ民490～495）を充実させたことが、ラオス民法典の特色である⁹¹。

その結果、帰責原理に関する原則規定が示す過失責任主義による規定と、そうでない規定の相違が浮き彫りになる。例えば、物から生じた損害に対し、物の所有者または占有者が負うべき責任は、各人の「落ち度」を要件とする（ラ民489）点で、帰責事由主義に立っている⁹²。これに対し、新設された樹木の所有者または占有者の責任（ラ民490）、家またはその他の建築物の所有者の責任（ラ民491）、建築請負人の責任（ラ民492）、製品または商品から生じる責任（ラ民493）、環境への損害に対する責任（ラ民495）は、直接に行為者の故意、過失または落ち度に言及していない⁹³。したがって、帰責事由主義の原則に対する例外については、その理由を説明するための帰責原理の体系的整序と要件の詳細化について再検討する余地を残している。

4. 行為規範的規定の存在と裁判規範との関係

ラオス民法典には、一定の行為を要求するものの、それが具体的事件に適用され、裁判になった場合に、どのような法律効果を発生させるのかが明らかでない規定が多く見出される。例えば、第I編第2章「民法典における基本原則」（ラ民8～14）には、つぎのような規定がある。「民事関係に参加する者は、権利及び義務を発生、変更又は終了させるにあたり、善良な意思（チェッタナーディー）と良心（ポーリスツチャイ）をもってしなけ

⁹⁰ ただし、「その損害が、自己防衛、法律に沿った義務の履行又は被害者自身の落ち度による場合はこの限りでない」（ラ民472但）。

⁹¹ 前述II 2（7）（ii）参照。

⁹² ただし、父母、後見人または管理人は、その管理下にある未成年者または精神障害者の「落ち度」によって生じた損害に対して責任を負うとされ、免責要件を定めていない。

⁹³ ただし、管理不足（ラ民491）、建築または自身の維持管理の瑕疵（ラ民492）等、帰責原因に言及する規定もある。また、危険物から生じる責任（ラ民494）は、損害が危険物の所有者または管理者の「落ち度から生じたものでない場合」は責任を負わないとしている（ラ民494但）。

ればならない」(ラ民 11), 「民事関係に参加する者は, 民事関係における自己の全ての行為が厳格に適法(トゥークトントームゴツマイ)で国家, 共同体の利益及び他人の正当(アンソープタム)な権利利益に影響を及ぼさないことを確実にしなければならない」(ラ民 12), 「民事関係に参加する者は, 国の善良な伝統慣習(カオロップレナップトゥー)を尊重し, 自己の権利を行使し又は義務を履行しなければならない」(ラ民 13)⁹⁴。このうち, ラオス民法典 11 条は, 日本民法典 1 条 2 項の信義誠実の原則に相当し, 裁判規範としても具体的効果をもちうると解釈することもできる。しかし, ラオス民法典はさらに進んで, 行為者が「国家, 共同体の利益」を害しないこと(ラ民 12) および「国の善良な伝統慣習」を尊重すべきことも明規している(ラ民 13)。そもそも「国の善良な伝統慣習」の保護は, 民法典の目的(ラ民 1)になっている。さらには, 「民事上の損害に対する責任」として, 「民事関係に参加する者は, 自己の不適切な作為又は不作為によって生じた損害に対して責任をもたなければならない。例えば, 損害賠償, 民事義務の履行などである」(ラ民 14) という規定も存在する。不法行為を理由とする損害賠償請求については, 要件・効果を定めた一連の規定(ラ民 472 ~ 495) が別途存在するにもかかわらず, こうした規定をあえて置くこともまた, 自己の「不適切な」行為によって他人に損害を与えるべきでないことを強調する点にあると考えられる。

こうした行為規範的规定は, 第 1 に, ラオスの伝統的な法観念に通じていると考えられる。ラオスでは, 国法を仏法という善道・非道の規範の反映と観念する戒律法思想(法を善道・非道に基づく戒律としての行為規範と捉える見方)が形成されてきたからである⁹⁵。第 2 に, 行為規範的规定は, 社会主義的法観念, すなわち, 法を階級闘争の産物とみて, マルクス＝レーニン主義政党によって権威づけられ, その指導の手段として法を捉える見方の影響も受けているものと考えられる⁹⁶。これらの両者が独特な形で融合することにより, ラオス民法典に特徴的な行為規範的规定が形作られているとみられる。

そうであるとすれば, こうした行為規範的规定の存在は, 私法ないし民事の法律関係における私的自治の許容度, それを前提とした強行規定と任意規定の区別の問題等とも不可分のものであることが理解される。

ラオスのみならず, ベトナム, カンボジア等の民法においても, 「行為規範としての民法」という意識が非常に根強く, その反面として, 裁判規範としての色彩が弱いことが指摘されている⁹⁷。そして, その前提には, 民法典が人々の生活を丸ごと覆い尽くすような善き規範の体系として捉えられ, そのことに対して人々も政府も大きな期待を寄せているという意識傾向がある。これは一面では, 民法典に対する大きな——時には過度の——期待という見方もある。すなわち, 民法典は人々の生活に必要な規範を全て包み込むような規範体系である必要はないし, またそうすることは不可能で, その結果, 民法典は全てが強行規

⁹⁴ その他, ラオス国民, 外国人, 無国籍者, 全ての組織等が民法典を「尊重し, 履行しなければならない」(ラ民 629 ②) といった規定もある。

⁹⁵ 松尾 2016a: 140 頁, Khamhoung 2019: p. 146.

⁹⁶ Khamhoung 2019: p. 146.

⁹⁷ 松本 2002: 396 頁。

定ではなく、任意規定が存在するという考え方に通じることになる。例えば、契約規範についても、全ての契約類型を規定し尽くす必要はなく、まずは当事者間の自由な取り決めによって契約を形成することができ、そこで定められていなかった事項について典型契約の規定が補充的役割を果たすという理解である。

行為規範としての民法の理解（法意識）は、国家が国民の生活と、どのような関わりを、どの程度もつべきであると国民が期待し、また政府が考えているか、という国家意識に依存する⁹⁸。そして、こうした法意識を支える国家意識も、相対的かつ動態的であり、国家の歴史と現状に依存するとともに⁹⁹、国家と個人の関係が変容することにより、次第に変わってゆくであろう。したがって、この問題について、歴史的な視座を度外視して、パターンリスティックな保護主義か自由主義か、国家主義か個人主義かという対立図式によって捉えることは、やや平面的な議論であり、妥当ではないと思われる。

なお、行為規範としての民法の問題と関連して、ラオス民法典には、総説的・目次的な条文も見出される。例えば、時効の種類（ラ民 50）、所有権取得の根拠（ラ民 293）、添付による所有権の取得（ラ民 306）、担保の種類（ラ民 511）、質の種類（ラ民 527）、抵当の種類（ラ民 547）等である¹⁰⁰。これらは、そもそも行為規範であるということもできない。しかし、それ自体は規範ではなくとも、それに続く民法の規定の理解や解釈を容易にするという間接的な役割を果たしているともいえる。それは、国家が国民に行為規範を説示する道具——いわば民法典の国民教科書的機能——としての民法典の理解を反映しているともみられる。ここにも、国民に対して国家が果たすべき役割についての現在の意識が反映しているように思われる。

5. 民事関係の一般法としての民法における公法規定の存在

ラオス民法典には、憲法、その他の公法に規定すべき事項ではないかと思われるような規定も存在する。例えば、「法の前での平等」につき、ラオス民法典は「民事関係に参加する者は、性別、年齢、職業、経済的社会的地位、教育レベル、信条、宗教及び民族にかかわらず何人も法律の前において平等である」（ラ民 10）と規定する。ちなみに、ラオス憲法 35 条は「ラオス国民は、性別、社会的地位、学歴、宗教及び民族にかかわらず、全て法の下に平等である」と定めている。ラオス民法典 10 条の規定は、「民事関係に参加する者は」と適用場面を限定しており、ラオス憲法 35 条の規定の趣旨を、民事関係に適用した場合の規範を明文で定めているともいえる。それは、日本法でいえば、憲法 14 条 1 項を民法 1 条 3 項等の一般条項の解釈を通じて私法関係に間接適用する場合の判例法理を、制定法の明文

⁹⁸ 松尾 2012c: 1003 頁。

⁹⁹ ラオスがフランス軍および日本軍と戦って独立を達成し、王政から共和政への平和的移行を遂行し、社会主義市場経済を導入して発展を模索してきた歴史を十分に踏まえる必要がある。松尾 2016a: 140-145 頁参照。

¹⁰⁰ なお、ある条文が規定した事項によってその集合が閉じていることを意味する場合（ここに挙げられたもの以外は認められないという意味をもつ場合）は、単なる教科書的分類にとどまらず、規範性をもちうる。例えば、遺言作成の形式（ラ民 593）等がある。所有権の形態（ラ民 261）もそうか。

で定めたものに相当するともいえる。ここにも、前述したように、民事関係においても当事者間の平等を実現することに国家が責任を負うべきものとみる、国民と政府の意識が前提になっているように思われる。

また、民法典には、いわゆる公法関係の規定として、国家所有権（ラ民 262～267）に関する規定も存在する。しかし、それは所有権の形態としての集団所有権（ラ民 268～271）、自営所有権（ラ民 272～273）、民間所有権（ラ民 274～279）に関する一連の規定の一部として定められており、そこでは民間所有権（民間経済単位および個人の所有権）のみを取り出して規定することが困難である。ここに社会主義的所有の特色が表れている¹⁰¹。ラオス憲法 13 条（2015 年改正）は、「ラオス人民民主共和国の国家経済は、社会主義市場経済であり、長期的に持続発展する多種多様な経済要素、多様な形態の所有権で構成され」ることを明規している。そして、ラオス憲法 16 条は、国家所有、集団所有、個人所有を含む、あらゆる形態の所有権を保護するものとしている。そこでは、私有と公有を区別する前提自体が存在しないことに留意する必要がある。すなわち、「国家は、国家の全ての物について、唯一の所有権者である」（ラ民 262 ①）とされる。したがって、ラオスでは「所有者のない物」（無主物）は、「所有権者が公然と所有権を放棄した物」に限られることになる（ラ民 300 ①）。それについては「自己の利益のために占有」した者が所有権を取得する（ラ民 300 ②）¹⁰²。

ラオス民法典は、「民事関係」（サーイポワパンターンペン）とは「財産的又は非財産的特徴を持つ何らかの目的又は対象に関する人、法人及び組織同士の関係」（ラ民 3[1]）と定義する。そして、「民法典」は「民事関係に関するその他の法律の条項に対する基本原則」を定めたものである（ラ民 5 ①）。それは、「物、所有権、家族、契約内債務、契約外債務、遺産に関し、民事関係における人、法人及び組織の権利義務の発生、変更及び終了に関する多様な規定を体系的に一つに集約させたもの」である（ラ民 2）。しかし、民事関係は、国家と対峙するものではなく、国家の一部に組み込まれた関係にある。すなわち、「国家は、…民事関係における権利義務の創設及び履行…民事関係において生じる権利及び利益が保護されることを推奨促進する」（ラ民 4）と民法典が定めている。したがって、「民事関係」は、「公法関係」に対峙するものとして捉えられる「私法関係」とは異なるものである。「私法関係」は、今後ラオス社会において、私的自治が徐々に拡充されるに伴って形成されるものと考えられる。しかし、現時点では、民法典は民事関係における様々な活動を促進すべき国家政策の実現手段として位置づけられている（ラ民 4 参照）。このように「民事関係」は国家統治の直接的対象であり、民事関係に適用される法は、公法と対峙するものでもない。それゆえ、ラオス民法典に公法規定が存在することは不思議ではないし、概念矛盾でもない。

その結果、ラオス民法典では、所有権ですら、その「使用は、日々の必要又は自己の利益に応じて自己の物を使用することであるが、国家、社会又は他人の権利及び利益に損害

¹⁰¹ 2015 年ベトナム民法典も全人民所有（197～204）と単独所有（205～206）を規定する。

¹⁰² この点は、2015 年ベトナム民法典も同様である（228 ①）。

又は侵害を与えてはならない」(ラ民 320) とされ¹⁰³、物の所有者は、「緊急事態」においては、「他人が、現に生じ又は生じようとしている危険を避け又は軽減させるためにその物を使用することを妨げる権利」をもたない(ラ民 321 ①) とされる。また、所有権の行使に際して「環境」に損害を与えたときは、その行為を中止し、損害を回復させなければならない(ラ民 322 ②)¹⁰⁴。このように個人の所有権(民間所有権の一形態)も、国家所有権・集団所有権と機能分担する所有権の一形態として、民法典に位置づけられている。

6. 民事関係の一般法としての民法における刑事法規・制裁的規定の存在

国家統治の対象である「民事関係」に適用される基本原則を定める民法典には、刑事法規および懲罰的制裁を定めた規定も存在する。例えば、養父母の同意(養父母が死亡しているときは家族登録官の同意)なしに、子が養子であることに関する秘密を開示した者は、刑事責任を負う(ラ民 204)。また、詐欺・強迫・暴力または一方当事者の不利益を理由に相対無効と認められる法律行為をした者が受け取った物は、国家が没収し、国家のものとする(ラ民 28 ⑤)。後者は、悪しき行為に対する一種の制裁でもある。

悪しき行為に対する制裁規定は、ラオス民法典に散見される。例えば、他人の物を悪意(善意有過失を含む)¹⁰⁵で権原なしに占有した者は、それを改良したとしても、改良物は「一切の補償なしで所有者に帰属する」とされ、有益費の償還請求¹⁰⁶すら認められない(ラ民 242 ③)。悪意の占有者には、時効取得も認めない(ラ民 51)。また、自分が受け取るべき分よりも多くの遺産を騙取し、隠し、着服したとの判決を受けた相続人は、遺産を受け取ることができず、取得した遺産も全て返還しなければならない(ラ民 616 ①)。

これらの規定の背景には、悪しき行為に制裁を加える一方で、善き行いを勧奨する(戒律法思想的な)行為規範の存在を看取しうる¹⁰⁷。

7. 家族・コミュニティ・国家の集団的価値と個人の自己決定・私的自治の展開

ラオス民法典は、家族の価値を重視し、「国家は、あらゆる国家機関、社会、経済単位及び全ての国民に対して、家族が幸福で、理想的家族であり、文化的家族であり、進歩し、連帯し、温かく、正義で文明化するように発展することを促進する」(ラ民 144) とする。その際、ラオス民法典が定める「家族」は「夫、妻、子ども及びその他の互いに結びつく家族構成員からなり、生活を共にし、有効に家族登録をした社会的な細胞である」(ラ民 137) として、比較的広い概念であることに留意する必要がある¹⁰⁸。

¹⁰³ 個人所有権に関するラオス民法典 278 条も同様の規定を置く。

¹⁰⁴ 環境への損害に対する責任(ラ民 495)も、環境への損害をもたらす行為の中止と、生じた損害の賠償責任を定める。

¹⁰⁵ ラオス民法典では、「悪意」の占有とは、「自分が占有している物が他人の所有物であることを知っていた、あるいは知り得た」占有であり(ラ民 237 ②)、善意・有過失を含む。

¹⁰⁶ 日本民法典 196 条 2 項ただし書(悪意の占有者の費用償還請求に対し、回復者はその請求により相当の期限の許与を受けうるにとどまる)。

¹⁰⁷ 前述 4 参照。

¹⁰⁸ 「家族関係」とは「婚姻の登録、子どもをもつこと及び他人の子を養子にもらうことにより生じる関係

家族関係の維持に関し、ラオス民法典は様々な規定を置いている。例えば、協議離婚には、①夫婦の両親、年長者、3人以上の証人の前で離婚申請書を作成し、村長に提出、②村長による仲直りの説得、3か月以内の熟慮期間、③村長による離婚記録の作成、郡・特別区・特別市の戸籍登記官への送付という慎重な手続が定められている（ラ民 174）。

夫または妻の連れ子である継子（ラ民 213 ①）も姻族と認められ（ラ民 139[2]）、法律に別段の定めがない限り、実子および養子と同じ地位をもち（ラ民 213 ②）、扶養への権利・義務（ラ民 217, 218）をもつ。継親の死亡に際しても、相続人として（ラ民 574[1]）、その婚姻財産に対して実子・養子と平等の相続権をもつ（ラ民 577 ①[2]）¹⁰⁹。胎児も、相続に関しては、子としての相続権をもち、母がその相続財産を管理する（574[1]）。また、3年以上家庭内にいた使用人は、その主人が夫、妻、子、直系血族および傍系血族なしに死亡した場合、遺産の相続権をもつ（ラ民 583 ①）。さらに、遺言により、法定相続人以外の者を相続人とすることも可能である（573[3]・[4]）。ラオス民法典の養子縁組が、日本民法典の特別養子縁組に相当するもので、実親との関係は終了し（ラ民 205 ①）、実親の遺産の相続権はなく（ラ民 577 ①[4]）、養子であることの秘密は保護され（ラ民 204）、協議離婚の制度はないことは、前述したとおりである¹¹⁰。

家族制度の維持に対しては、村および村長の役割が重要である。ラオス民法典でも、婚姻登録のための婚姻申請書の作成と提出（ラ民 152 参照）、子が出生した際に家族の代表者が行う家族登録のための出生証明書の発行（ラ民 195 参照）、離婚の際の離婚申請書の受理と仲直りのための説得、熟慮期間を経ても仲直りできなかった夫婦の離婚登録のための離婚証明書の発行（ラ民 174）、未成年後見人の選任と監督（ラ民 222 ①・②・③）、土地使用権の売買や担保設定のための契約書への署名（村長は契約書の証明権限をもつ。ラ民 369 ③）¹¹¹、その他、村に属する家族の日常生活の維持、土地や重要な財産の取引における真実性の担保や適合性の確保には、村長が関与している¹¹²。それが可能になっているのも、現在の村が伝統的に形成されてきた村落(ban)と連続性をもっているからである。そして、複数の村落が集まって国(muang)——muang は現在の郡に相当する——が形成され、その集合体として14世紀に王国が成立した¹¹³。その後、タイ(シャム)、ビルマの侵攻、フランスの植民地支配を経て、ラオス王国として独立し(1953年)、1975年12月の人民代表大会で、王制廃止を決定し、共和制(人民民主共和国)に移行した。こうしたラオスの社会と国家の連続性の歴史を踏まえることなしに、ラオスの家族・コミュニティ(村)・国家の緊密な関係性をもつ意味と機能を正確に理解することは難しい。

であり、お互いの中に家族としての権利及び義務を生じさせるものである」(ラ民 138)。

¹⁰⁹ ただし、継子は継親の婚前財産に対しては相続権をもたない(ラ民 577 ①[3]2文)。

¹¹⁰ 前述Ⅱ2(4)(iii)参照。

¹¹¹ 実際、土地使用権の売買や担保設定の契約書には、その証明のために村長の署名を付すことにより、取引内容の真実性が担保されている。松尾=大川 2020 参照。

¹¹² このことは、複数の村における現地調査でも確認された。松尾=大川 2015: 6-9 頁, 松尾=大川 2020: 14 頁, 19-23 頁, 25 頁, 62-63 頁, 65 頁, 75 頁, 82 頁, 85 頁, 94 頁, 95-98 頁, 101-103 頁, 121-122 頁参照。

¹¹³ 松尾 2016a: 138-139 頁参照。

その一方で、ラオス社会も絶えず変化している。とりわけ、新思考（チンタナカーン・マイ）¹¹⁴として、市場と計画を融合した新たな社会主義的経済管理メカニズムの下での外国投資の増大と、市場経済の浸透には、目を見張るものがある。そこでは、企業および個人の契約に基づく経済活動の範囲が急速に拡大している。そうした動きの中から、私的自治（private autonomy）への要請がどのような形で現れ、前述した既存の伝統的社会システムおよび社会主義法制と融合してゆくかが、注目される。

8. 契約・法律行為による私的自治・意思自治の展開状況

(1) 契約・法律行為による私的自治・意思自治の現状

ラオス民法典のベースとなった1990年契約法および2008年契約内外債務法には、「契約自由の原則」（freedom of contract）——契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等の自由を含む——を直接宣明する規定はなかった。もっとも、1990年契約法5条は、契約の（有効）要件として当事者の「自発的意思」（任意性）を定めた。これは2008年契約内外債務法10条に引き継がれ、「契約は、次の要件を完全に満たすように締結しなければならない。／1. 契約当事者による自発的意思」と規定された。しかし、ここでいう自発的意思（任意性）とは、契約当事者が錯誤、詐欺、強迫、暴力または当事者の一方的不利益を伴わずに契約締結時に合意したことを意味し¹¹⁵、契約自由の原則を表明したものではない¹¹⁶。この規定はラオス民法典に引き継がれ、「法律行為の要件」の1つとして「任意性」を要求し（ラ民17[2]）、これが「契約の要件」として引用されている（ラ民366）。

これに加え、ラオス民法典は、「民事関係における基本原則」（ラ民8）において、民事関係に参加する者が従うべき基本原則として、各人が「権利自由及び任意性を有することの尊重」を掲げ（ラ民8[1]）、「民事関係に参加する者は、国家の法令及び善良な伝統慣習に適合合致する限りにおいて、自身の権利義務を設定するあらゆる行為を任意に行う権利自由を有する」（ラ民9）とした。これは1990年契約法および2008年契約内外債務法より一歩進んで、契約自由の原則へと接近したともいえる。もっとも、ここでいう権利・義務設定行為の自由は、あくまでも国家の法令および善良な伝統慣習に当初から枠づけられており、契約自由の原則とそれに対する例外的制約という関係とはなお異なるとも解される。

契約自由の原則とは、契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等が当事者の自発的意思に基づいて行われなければ有効でないというにとどまらず、そもそも私人間の権利・義務関係は、当事者間の自由な合意によって形成されるものであり、国家は例外的に、合理的理由と法的根拠がなければ、私人間の契約の締結・相手方選択・内容決定・方式等を規制することができないという自由主義思想に基づく法原則である。それは、私人間の法律関係は、可能な限り、各人の自由な意思に基づいて形成されるべきであるという私的自

¹¹⁴ 1986年11月、ラオス人民革命党第5回党大会の決定による。

¹¹⁵ 1990年契約法6条も同旨であった。

¹¹⁶ もっとも、「当事者の一方の不利益」を任意性の欠如の一形態とみなし、相対無効の原因とすることは、意思主義的な取扱いへの傾斜といえるであろうか。

治 (private autonomy) の原則を背景とし¹¹⁷、さらにその背景には、国家自体が社会構成員の自由な意思に基づいて形成され、維持されるべきであるとする意思自治の原則が存在する¹¹⁸。

そして、契約自由の原則の下では、民法典の規定は自ずから、強行規定と任意規定に分けられ、強行規定に反しない限り、当事者間の契約が任意規定に優先する。ラオス民法典で強行規定と任意規定との区別が明確に意識されていない理由は、契約自由の原則および私的自治の原則が生成途上にあることに起因すると考えられる。

ちなみに、ベトナムでは、1995年民法典では明確でなかった契約自由の原則を、2005年民法典が初めて、「自由で、自主的に約束し、合意する原則」として「民事権・民事義務の確立において自由に約束し、合意する権利は、法律によって保証される。ただし、当該約束・合意が法律禁則、社会道徳に違反しない場合に限る」(4①)とし、「民事契約締結の原則」として「民事契約の締結にあたり、以下の原則を遵守しなければならない。／1. 自由に契約を締結する。ただし、法律、社会道徳に反してはならない」(389[1])と定めた。2015年民法はこれらを統合し、「民事法令の各基本原則」として「2. 個人、法人は、約束、合意の自由、自主を基礎として、自己の民事権、民事義務を確立し、履行し、消滅させる。法律の禁止事項に反さず、社会道徳に反しない全ての約束、合意は、各当事者に対する履行効力を有し、他の主体により尊重されなければならない」(3[2])とした。

これに対し、ラオス民法典が契約自由の原則を宣明していないことには、理由がある。

(2) 「動機」の位置づけ

ラオス民法典は第V編「契約内債務」の第1章「一般原則」に続く第2章「契約の締結」および第3章「無効契約」で、第I編第3章における法律行為の(有効)要件に関する規定を、契約に関してリライトしつつ、契約の(有効)要件として、法律行為の(有効)要件(ラ民17)である①目的(明確、実在、適法または社会秩序に反せず、かつ実現可能。ラ民18)、②任意性(錯誤、詐欺、強迫、暴力または当事者の一方的不利益を伴わずに契約締結時に合意したこと。ラ民19)、③行為能力(ラ民20)、④形式(ラ民21)の4要件を確認することに加え(ラ民366①)、⑤「法律に適合した動機」をも挙げている(ラ民366②)。ここでは、任意性が形式と対等の要件として定められている(この点は、法律行為一般の要件と共通である。ラ民17)とともに、「法律に適合した動機」が契約の要件には付加されている(366②)。「契約の動機」とは「契約の締結を促し、契約当事者をして権利及び義務を履行させるに至ったもの」であり(ラ民368①)、「契約の動機は、存在し、かつ合法的でなくてはならない」(ラ民368②)。そして、契約の要件に適合しないものは「無効な契約」(376①)であるが、絶対無効の4事由(ラ民376③、26、23①)にも、相対無効の5事由(ラ民376④、27、24①)にも、動機は挙げられていない¹¹⁹。契約の要件と

¹¹⁷ 幾代1988:191頁。

¹¹⁸ もっとも、ドイツに発して展開された私的自治の原則と、フランスに発して展開された意思自治の原則は、それぞれの意味についても、両者の関係についても、捉え方は一様でない。星野1984:335-386頁参照。

¹¹⁹ 2008年契約内外債務法10条(契約の要件)も契約の要件として、①任意性、②行為能力、③目的物の

しての「動機」(ラ民 366 ②, 368) は、「原因」, 「理由」とも訳される用語であり, 1990 年契約法 5 条・9 条および 2008 年契約内外債務法 10 条 4 号・14 条を承継したものであり, フランス民法の原因(コーズ)の理論に由来するが, フランスでも契約の有効要件としてのその要否については見解が分かれている¹²⁰。ラオス民法典も合法的な動機(原因, 理由)の欠如の効果を曖昧にしたままで, 歴史的遺産を残す形になった。ここには, 契約およびそれを含む法律行為の有効要件の法理を体系的に整序する余地が残されている。動機(原因, 理由)が意思決定プロセスの問題であるとするれば, 契約ないし法律行為の要件として表意者の「意思」をどう捉えるかという点が重要になるであろう。

(3) 法律行為・契約における意思と形式

契約およびそれを含む法律行為の要件としての意思との関係でより重要なのは, 形式(ラ民 17[4], 21, 369。前述(2)④)の必要性である。この点も, 契約自由の原則, 私的自治の原則および意思自治の原則の展開状況と表裏一体だからである。なぜなら, 契約自由・法律行為自由の原則は, 契約・法律行為の方式の自由も含むからである¹²¹。ちなみに, 1990 年契約法 10 条は「契約は書面により作成されなければならない。使用貸借契約を除き, 5,000 キップ以下の契約は, 口頭でこれを行うことができる」とし, 書面契約が原則で, 口頭契約は例外という関係であった。これに対し, 2008 年契約内外債務 15 条は「契約は文書, 口頭又はその他の形式によって締結することができる」とし, 原則として文書によって契約しなければならないが, 「ただし, 私人の間で締結した契約は, この限りでない」として, 口頭契約が認められる範囲を広げた。これを受けて, ラオス民法典は, 法律行為ないし契約は法律の規定に従い, 「文書, 口頭又はその他」によって行われるとし, 意思と形式に同等の比重を置き, どちらが原則かは明示していない(ラ民 21)。

ラオス民法典は, 契約の要件として書面を要求する場合がある。すなわち, ①サオスー契約(ラ民 414 ③), ②動産の贈与で登記を要するもの(ラ民 420 ②), ③不動産の贈与(ラ民 421 ②), ④消費貸借(ラ民 430 ⑤), ⑤貸貸借(ラ民 434 ⑥), ⑥コンセッション(営業許可)契約(ラ民 439 ②), ⑦保険契約(ラ民 465 ③)である。これらの契約に書面を要求する理由は, 契約の成否ないし内容をめぐる紛争が実務上多いことから, 紛争予防として形式が要求されるという点にある¹²²。そうであるとするれば, 原則は口頭でも有効に成立

明確・現実性・合法性, ④動機の合法性および⑤形式を挙げ, 同法 18 条(無効な契約)は「無効な契約は, 本法第 10 条に定める要件を欠いて締結された契約である」としていたが, 同法 20 条の確定無効(絶対無効)の 4 事由にも, 同法 19 条の不確定無効(相対無効)の 5 事由にも合法的な動機の欠如は挙げられていなかった。

¹²⁰ 野澤 2012: 958 頁, 野澤 2015: 138 頁。ちなみに, フランス民法に由来する規定として, ①動機(原因, 理由)のほか, ②契約の絶対無効と相対無効の区別(ラ民 22 ②, 23, 24, 26, 27, 376 ②), ③契約の効力(ラ民 375 ①・②), ④契約の相対効の原則(ラ民 404)等が見出される(野澤 2012: 958-960 頁, 野澤 2015: 138 頁, 入江 2019b: 86 頁参照)。このうち, ③・④は新設規定であり, ③はフランス民法典(2016 年改正前 1134 条[合意], 1135 条[合意による義務の範囲]), ④はフランス民法典(2016 年改正前 1165 条[契約の相対効])を参照している。前述 II 2 (6) (ii) 参照。

¹²¹ 日本民法典 521 条, 522 条 2 項参照。

¹²² 例えば, 金銭消費貸借が典型例である。当事者が返還の期限を定めなかったときは, 貸主(債権者)はいつでも履行請求できるが, 債務者は, 債権者が履行請求した日から 15 日以内に履行する義務を負う(ラ民 430 ②, 380 ②)。

する諾成契約であるが、紛争予防等の法政策的な理由に基づいて法律が書面等の形式を要求するといった形で、形式要求の意味を説明することも可能であろう。こうして、ラオス契約法は形式主義から意思主義に向かって漸進的に変化しているとみることができる。

9. 所有権移転の引渡主義と意思主義の萌芽

契約ないし法律行為の要件としての形式をめぐる形式主義から意思主義への漸次的移行は、所有者の意思に基づく所有権移転の要件にも表れている。ラオス民法典は、所有者の意思に基づく所有権の取得につき、つぎのような規定を置いている。

292 条（所有権の取得）

①所有権の取得は、物の適法な引渡し及び／又は受領の時に生じる。

②所有権は契約に基づいて物の引渡し及び／又は受領の前に取得することも可能である。

③物が登録しなければならないものであるときは、所有権は既に引き渡されていたとしても登録の日から取得される。

このラオス民法典 292 条 1 項～3 項の規定は、1990 年所有権法 28 条 1 項 1 文、2 文および 2 項を承継している。① 292 条 1 項をみると、所有権譲渡の引渡主義をとっていることが分かる。②もつとも、同 2 項をみると、当事者間の契約により、引渡しがなくとも所有権を移転させることができるという意味で、意思主義をとっているようにみえる。③ただし、土地所有権、自動車等、登記・登録しなければならないものは、登録によって所有権が取得される。

したがって、登記・登録すべき財産の所有権については、登記・登録により、その時点で所有権が移転するという意味で登記・登録主義をとっている。しかし、登記・登録制度がない財産については¹²³、意思主義が妥当すると二元的に考えてよいかというと、問題がある。それは、ある財産について当事者間で所有権譲渡の合意が行われたが、その後に譲渡人が同財産を第三者に譲渡する合意をし、引き渡してしまった場合、誰が所有者になるかという場合に顕在化する。例えば、A が所有する家具 α を B に 50 万キープで売却し、所有権移転の合意をして B から代金を受領し、2 日後に B が引き取りに来ることになったが、翌日、A は C から請われて家具 α を 60 万キープで売却し、引き渡してしまった場合、B は C に対し、所有権に基づく返還請求（ラ民 334）をすることができるか。家具 α の引渡しによって所有権が移転するとすれば（引渡主義。ラ民 292 ①）によれば、B はまだ所有者ではなく、所有権に基づく引渡請求はできないが、契約によって引渡前に所有権を移転でき、その旨の合意があったとすれば、それによって所有権は A から B にすでに移転している（意思主義。ラ民 292 ②）。したがって、この場合、B は C に所有権に基づく返還請求ができることになる。

なお、この事案では、所有権移転の合意をした A が、2 日後に B が取りに来ることを承諾した時点で、占有改定による引渡し（ラ民 245[2]2 文、296）があったともいえる。その

¹²³ なお、登記・登録制度があるが、登記・登録していない財産をどう取り扱うべきかも問題になる。「物が登録しなければならないものであるときは」（ラ民 292 ③）の解釈によるが、登記・登録制度の趣旨に鑑みて、財産の登記・登録が行われ、先に登記・登録の移転を受けた者が所有権を取得すると解すべきであろうか。

場合には、引渡主義（ラ民 292 ①）によるとしても、Bが所有権を取得していることになる。このように、占有改定（ラ民 245[2]2 文, 296）、簡易の引渡し（ラ民 245[2]1 文, 295）、指図による占有移転（ラ民 245[2]3 文, 297）という観念的引渡しを認めている場合には、観念化された引渡主義と意思主義の差はさほど小さくなく¹²⁴、問題の解決の帰結もかけ離れたものとはならない¹²⁵。

一方、登記主義についても、問題がないわけではない。例えば、登記すべき財産である土地所有権について、Aが保有する土地所有権をBに売却することにし、売買契約書および登記申請書を作成し、公証事務所の公証を得て、署名も完了し、Bは代金を支払い、Aの土地所有権の権限証明書も受領して、登記所に提出するばかりになっていた¹²⁶。この時点でAが死亡し、C1・C2・C3が相続したとする。この場合、Bは土地所有権の取得を登記するための前記書類を登記所に提出し、AからBに土地所有権が移転した旨の登記（権利移転のプロセスは、A→Bとなる）をすることができるかが問題になりうる。あるいは、Aが死亡した時点で土地所有権はまだB名義に登記されておらず、C1・C2・C3がAの土地所有権を相続したので、C1・C2・C3がAB間の売買契約上の売主の地位を相続し、改めてAの土地所有権をC1・C2・C3が相続した旨の登記をし、登記申請書等の書類を作成して登記所に提出し、C1・C2・C3からBに土地所有権が移転した旨の登記（権利移転のプロセスは、A→C1・C2・C3→Bとなる）をしなければならないであろうか。これは、売買契約・公証・登記申請書の作成から、提出までの間には一定の時間的間隔がある以上、登記主義をとる場合には必然的に生じる問題であるともいえる。これは、登記手続に関する土地法およびその関連法令にも関わる問題である。この問題の核心は、AB間で、単なる売買契約（土地所有権を移転することを売主に義務づけるいわゆる債権契約）にとどまらず、土地所有権を譲渡するという合意（いわゆる物権的合意）が成立し、登記申請書も作成された取得者の地位をどのように保護すべきか、という問題である。その意味では、登記・登録すべき財産は、登記・登録によって権利が移転するという、一見簡明で問題がないように見える登記主義（一種の形式主義）にも、当事者間の（いわゆる物権的）合意をどのように保護すべきかという、意思主義の問題を無視することができないという問題があることを示唆している。

では、ラオス民法典では、債権契約と物権的合意はどの程度区別されているのであろうか。この問題は、物権と債権の区別にも通じる問題である。

10. 物権と債権の区別

¹²⁴ 差が出るとすれば、観念的引渡しをしておかなかった場合にとどまることになる。

¹²⁵ なお、ラオス民法典は、占有の観念的移転（ラ民 245）と所有権の移転を生じさせる引渡し（ラ民 292 ①）の一方法としての観念的引渡し（ラ民 295, 296, 297）を別個に規定している。これは、一見屋上屋を重ねているようにも見える。しかし、ラオス民法典が所有権移転の引渡主義をとる以上（ラ民 292 ①）、所有権移転を生じさせる引渡しを規定したとも考えられる。また、占有と所有の区別を徹底しようとしたものとも解されようか。

¹²⁶ 土地所有権の売買等の取引のプロセスにつき、松尾＝大川 2020: 59-99 頁参照。

物権と債権の区別は、パンデクテン体系の重要な特色の1つである。しかし、物権と債権を概念的に区別し、かつその区別を実質的にどこまで徹底するかは一様ではなく、重要な意味をもつ。ラオス民法典第IV編「物、所有権及び物に対するその他の権利」と第V編「契約内債務」・第VI編「契約外債務」は、物権編と債権編に相当するとみることでもできる。もっとも、「物権」(real rights, Sachenrechte)と「債権」(claim rights, Forderungen)に相当する抽象的法概念は、まだ用いられていない。

また、第V編の契約内債務の規定の中には、物権変動に関する規定が存在する。例えば、売買契約について定めたラオス民法典406条は、1項～4項は売主・買主間の債権・債務を定めた規定であるのに対し、5項1号～3号は買主が何時所有者になるかを定めたものであり、所有権移転(物権変動)に関する第IV編の292条1項～3項を売買についてリライトしている。もっとも、その内容は全く同じではない。406条5項2号は「合意に基づき、売主が未だ物を引き渡していなくとも買主が金銭を支払ったときから又は買主が未だ金銭を払っていなくとも売主が物を引き渡したときから」、買主は購入物の所有者となると規定している。292条2項との違いは、売買においては代金の授受があることから、買主が代金を支払ったときは、所有者になるという規定を追加したものである。もっとも、この規定が任意規定であれば、登記・登録を必要としない物については、引渡しがなくとも、当事者間の契約で所有権の移転(時期)を定めることができるという意味で、292条2項との間に実質的違いはない。しかし、ラオス民法典では任意規定と強行規定の区別が明確でなく、406条5項2号も任意規定とはいいい切れない場合は、406条5項2号は、売買契約による所有権の移転時期について、292条2項の特則を「契約内債務」において定めたことになる。したがって、この問題は、任意規定と強行規定に関する法理の発展に依存するとも考えられる。

ラオス民法典406条1項によれば、「売買契約とは、売主が物(サップシンコーン)¹²⁷を渡して買主の所有とする義務を負い、買主は物を受け取らねばならず、合意した代金を支払う義務を負うという契約当事者の合意である」。これは、売主に売買目的物の所有権移転義務と引渡義務を負わせ、買主に目的物受領義務と代金支払義務を負わせる債権契約としての売買契約の定義である。これと所有権移転行為に関する406条5項が区別されているという意味では、債権契約と物権行為が区別されているということができる。

仮にそうであるとすれば、売主がまだ所有権を取得していない物を売買契約の目的物とすること(他人物売買)も有効になるはずである。もっとも、この点は、条文上は必ずしも明確ではない。というのも、406条2項1文は「売主は自身の所有するいかなる物をも売ることができる」と定め、他人物売買契約がされた場合、それが有効かどうかを明確にしていないからである。それに続く406条2項2文は「買主に売った物が裁判所の判決又は経済紛争解決機関の判断により没収されたときは、売主は買主に損害を賠償しなければならない」とする。これが、(a)売買契約の有効を前提とした債務不履行責任としての損害

¹²⁷ なお、406条1項の「物」(サップシンコーン)が有体物を意味するのに対し、406条5項3号は「登録をしなくてはならない物(サップ)は…」としており、両者の関係が整合的か、確認が必要である。

賠償責任（ラ民 392, 394）を再確認したものなのか、(b) 他人物売買契約の無効を前提とした、いわゆる追奪担保責任を定めたものなのか、解釈の余地がある¹²⁸。

何れにせよ、（売主以外の）他人の物とは知らずに買った者からさらに転得した善意の第三者の保護についても、同じく第V編の409条が定めている。例えば、AがXの所有物につき、Xから所有権を取得しないまま、Bに50万キープで売却して引き渡し、BがこれをCに60万キープで売却した場合、XがCに所有権に基づく返還請求したときは、善意のCはXに対し、60万キープが「購入時の市場に照らし適正な価格」であれば、その填補を請求できる（ラ民409①）。これも物権変動に関する規定であるが、第IV編の243条（権原なく占有する物の返還）が定める善意で権原なしに他人の動産を占有した者が所有者から返還請求を受けた場合の価額補填請求の売買における特則という位置づけになる。

物権と債権の区別という観点からは、ラオス民法典では、「売買（による所有権＝物権取得）は賃貸借（による賃借権＝債権）を破らない」原則がとられていることが興味深い。すなわち、「賃貸人が賃貸物を他人に贈与又は売却した場合は、その賃貸借契約は、新しい所有者たる受贈者又は買主に対して引き続き効力を有するが、賃貸人は、その物を賃借人が使用している旨を、新しい所有者に通知しなければならない」（ラ民437）¹²⁹。これは、1990年契約法52条、2008年契約内外債務法62条を承継するものであり、ラオス民法典もまた物権・債権「峻別」論はとらないことを意味している。

しかし、すでにみたように、条文の位置にもかかわらず、ラオス民法典は債権契約と物権行為を実質的には区別しており、今後、物権と債権の区別の法理が展開される素地が形成されつつあるとみることができる。

11. 市場取引の進展と第三者保護による取引安全の確保

ラオスが「社会主義市場経済」（憲法13）を採用し、民法典がその重要な制度基盤であるとするれば¹³⁰、市場取引を安定化し、活性化させるために、善意の第三者保護を通じた取引安全の確保が、重要な課題になる。もっとも、この点に関してラオス民法典が提供するものは、まだそれほど多くない。1990年所有権法、1990年契約法、2008年契約内外債務法の段階から存在するものとして、他人の所有物を善意で購入した者に対し、所有者から返還請求を受けた場合の適正代価の填補請求（ラ民243, 409）がある¹³¹。これに加え、ラオス民法典は新たに、相対無効の法律行為の取消しに対する「善意の第三者」の保護（ラ民28④）、代理権をもたない者の相手方または代理権の範囲を越えて行為した代理人の相手方の保護（ラ民40②, 41②）、担保物を「善意」で購入または賃借した者の担保権の実行からの保護（ラ

¹²⁸ この論争は、ラオス民法典406条の前身である契約内外債務法39条の段階から存在していた。松尾2013: 170頁。

¹²⁹ 本条2文の通知義務違反の効果に関しては、ラオス民法典406条3項が定めている。

¹³⁰ 前述5参照。

¹³¹ もっとも、ラオス民法典は、善意取得者の保護を動産の取得者に限定することに改めた（ラ民243①, 409①）。

民 514) を設けた¹³²。

今後は、市場取引の拡大に伴い、例えば、善意取得者の所有者に対する代価填補請求を超える、所有権取得の承認等が議論されることが予想される。

さらに、現時点では債権譲渡は譲渡人が譲受人に債権の証書を引き渡すことによって行われるが（ラ民 401 ②）、債務者に知らせずに行うことができることから、債務者への問合せ等を通じた公示システムがない。また、ラオス民法典は新たに債権譲渡の禁止特約を有効としたが（ラ民 401 ①）、この特約も公示されないことから、それを知らずに債権譲渡を受けた善意の譲受人を保護する制度は存在しない。この点も、今後、債権譲渡や、債権譲渡の形式を用いた債権譲渡担保による金融の需要等、債権の流動性を高めることへの要請が高まるに応じて、善意の第三者保護が問題になることも予想される。

12. 金融取引の活性化と債権担保制度の編成

(1) 1つの物に対する複数担保権の設定の規制

ラオス民法典は、1つの物に複数の債権者のための担保を設定するためには、①その物が、債権者および債務者の合意に基づき、または関連する組織または機関による物の評価に基づき、最初の担保設定当時も、現在の担保設定の時も、総債務額を上回る価値をもつ物でなければならないとする（ラ民 523 ② [2]）。また、②最初の債権者および後順位の債権者のそれぞれの担保契約において、担保物の「残高額」を規定または特定しなければならない（ラ民 523 ② [3]）。③担保を設定した債務者は、新しい債権者が債務者に関する追加担保について検討するため、最初の債権者に対しては追加担保について、新しい債権者に対しては以前の担保について、少なくとも 15 日前までに書面で通知しなければならない（ラ民 523 ② [4]）¹³³。これは、担保権の実行手続がまだ十分に整備されておらず、適正な評価による担保権者への実効的な弁済が必ずしも確保されていない現状において、被担保債権が増大して担保割れを起こし、債権者間に紛争を生じさせる事態を予め回避する目的があるとも考えられる。しかし、そうした規制が担保目的物の価値を最大限利用することへの担保目的物の所有者の利益の実現、延いてはそれによる社会的利益の最大化を妨げている面もある。したがって、担保物の効率的活用による金融需要の増大により、担保権実行手続の効率化と相俟って、制度変化が生じる可能性がある。

(2) 抵当不動産の売買等の禁止

抵当権設定者は抵当不動産を売却、贈与または交換する権利をもたないとされ、違反があった場合、「抵当権者はその物を取り戻すべく追跡し請求する権利を有する」（ラ民 550 ③）とされる¹³⁴。この規制も、債権者にとって、新たな所有者による抵当不動産の管理不全、抵

¹³² これらの保護規定における「善意」の意味については、解釈上（さらに立法上）明確にする必要がある。占有者の「善意」は（「悪意」が有過失を含むことから。ラ民 237 ②）実質的に善意かつ無過失を意味する（その推定に関し、ラ民 237, 239 参照）。

¹³³ なお、同様の規制が、2015 年ベトナム民法典 296 条にある。

¹³⁴ これは、2008 年担保取引法 25 条 2 項を承継するものである。

当権の実行妨害等による抵当不動産の担保価値の低下を懸念することによるものとも考えられる。しかし、抵当不動産の流動化による価値の増加の可能性も否定できない。そこで、今後は、抵当権の実行手続の効率化とともに、代価弁済や抵当権消滅請求の制度¹³⁵を導入すること等により、こうした規制を緩和する方向への制度変化の余地があると考えられる。

13. 相続による権利の帰属と承継

ラオス民法典は、一方で、①「相続」（遺産承継の意味）の「開始」は「遺産所有者」が「死亡した日時から」「起算する」（ラ民 568 ← 2008 年相続法 6）と定めている。他方で、②相続権を有する者は、遺産所有者の死亡後何時でも「相続開始」（遺産承継の開始）を申し立てる権利をもつ（ラ民 606 ①本 ← 2008 年相続法 38 ①）。ただし、この「相続開始」は別段の定めが遺言または（共同相続人間の）合意にあるときはその限りでない（ラ民 606 ①但 ← 2008 年相続法 38 ①）。また、相続権を有する者が未成年であるときは、その者が成年に達するまで「相続の開始」を停止することができる（ラ民 606 ②前段 ← 2008 年相続法 38 ②）とされている。

これら一見すると意味が異なると思われる「相続開始」の文言を用いることによる混乱を回避するために、②の「相続開始」（ラ民 606）は「遺産分割の申立て」の意味であると理解し、その旨の文言修正が行われた民法典草案が、国民議会で承認された。しかし、その後、公布・施行までの間に、「相続開始」の文言に戻された。

また、一方では、相続人に分割される遺産は、[1] 葬式埋葬の費用、[2] 遺産所有者の負債、[3] 相続費用・遺産の維持管理・税金・その他の費用を差し引き、残ったものであるとする規定（ラ民 570）、および共同相続人は、遺産分割の前に、遺産所有者の財産目録を作成し（ラ民 607 ①）、「収支の清算が完成した後」、当該物を各人の相続分の割合に従って分割するとの規定（ラ民 607 ②）等、清算主義をとることを前提としていると解される規定がある。

しかし、他方では、共同相続人は、「自身が受け取る相続分を超えない範囲で遺産所有者の負債を支払う責任を負う」とし、遺産分割前に各共同相続人が相続債務を積極財産の範囲で承継する旨の規定（ラ民 625 ①）もある¹³⁶。

これらも遺産の分割・承継に関する議論と相続の承認に関する議論とを混同している可能性があり、相続をめぐる基本概念の理解に混乱がみられると指摘されている¹³⁷。

たしかに、被相続人の死亡から遺産分割までの遺産の帰属状態につき、日本民法典の当然承継主義（被相続人の死亡と同時に、その一切の財産が、相続人に相続分に従って共同相続される。898）を前提にして、そのような分析視角からみると、ラオスの相続法では遺産所有者の死亡から遺産分割までの遺産の帰属が不明であり、ラオス法の相続概念と相続ルールには混乱があるようにみえる。しかし、翻って、「相続」とは元来一定の時間的間

¹³⁵ 日本民法典 378 条（代価弁済）、379 条～386 条（抵当権消滅請求）参照。

¹³⁶ しかしまた、被相続人の債権者は、遺産が分割された後でも、相続人の 1 人に全額の支払を請求することができ、これを支払った相続人は、自己の負担割合を超えて支払った場合に、他の相続人に対してその負担割合に相当する求償ができる（ラ民 625 ③）旨の規定もある。

¹³⁷ 入江 2019b: 91-92 頁。

隔をもったものであり、被相続人（遺産所有者）の死亡から、遺産が相続人に分割されるまでのプロセスを指すものであり、ラオス法の「相続」（スープトート）＝「遺産承継」もそのような一連のプロセスを意味する幅をもった概念であるとするれば、ラオス民法典の相続概念や相続ルールがただちに混乱や矛盾をしているとはいえない可能性もある。もちろん、そこには権利の帰属と移転をめぐる法概念やルールをより明確なものにする余地はある¹³⁸。ここでもまた、相関的・動態的法観念の視点から、ラオス民法典を読み解くことが求められているかも知れない。ラオス民法典は、2008年相続法を承継し、特色ある制度を定めている。例えば、遺言により、法定相続人以外の者を相続人とすることも可能であること（573[3]・[4]）、胎児も子としての相続権を認められ、母がその相続財産を管理すること（574[1]）、継子は継親の死亡に際しても、相続人として（ラ民574[1]）、その婚姻財産に対して実子・養子と平等の相続権をもつこと（ラ民577①[2]）、3年以上家庭内にいた使用人は、その主人が夫、妻、子、直系血族および傍系血族なしに死亡した場合は、遺産の相続権をもつこと（ラ民583①）、被相続人の婚前財産と婚姻財産とで共同相続人の相続分が異なること（ラ民576, 577, 580）、いわゆる遺留分に関し、遺言による財産処分の制限・処分可能割合は、被相続人の子の数によって変わること（ラ民592①）、遺留分の範囲が比較的大きいこと（ラ民592, 602[4]）¹³⁹、その一方で、特別受益の持戻しの制度がないこと（ラ民598）等である。

14. グローバル化への対応

グローバル化のインパクトは、取引費用の削減、良い統治を通じた個人の権利保障の強化、多文化主義の推進、国際協力の促進等、様々な面に及ぶ¹⁴⁰。ラオス民法典もまた、その制定プロセスの段階から、現在に至るまで、そうしたグローバル化の影響を受けてきた。

例えば、家族法に関しては、一夫一婦制（ラ民142, 150[3]）、婚姻年齢（18歳。ラ民150[1]）、近親婚の禁止範囲（ラ民151[2]）等につき、地方の少数民族の間では、これらと異なる慣習が存在するにもかかわらず、慣習（ラ民6参照）によることを認めなかった¹⁴¹。これはグローバル化の規範的含意の1つである多文化主義に反することにならないと考えられる。なぜなら、多文化主義は、全ての人々の尊厳と幸福への平等な配慮という普遍的価値に根拠づけられた規範であり、ある文化的共同体がもつ独特な慣習が個人の尊厳と幸福に反する帰結に通じるときは、例外を正当化するものではないからである¹⁴²。

また、契約法に関しては、国際物品売買契約に関する国際連合条約（CISG: 1980年）、国際商事契約原則（PICC: 1994年, 2004年, 2010年）等、契約の尊重（favor contrac-

¹³⁸ 2020年8月17日のラオス民法典AG会合（第47回）でも、ラオス最高人民裁判所裁判官のチャントリー氏から、ラオス民法典606条の「相続開始」（遺産承継の開始）が遺産の調査、財産目録の作成、遺産分割の申立て等を含む意味をもちうることが示された。

¹³⁹ なお、この規制は、贈与にも及ぶ（ラ民419）。

¹⁴⁰ 松尾2009: 17-20頁。

¹⁴¹ 婚姻年齢に関する例外の慣習を許容した1990年家族法の規定は、2008年家族法で削除され、ラオス民法典もこれを承継した。入江2019b: 82-83頁。

¹⁴² 松尾2009: 19頁。

tus)——契約の成立・有効性・効力・解除等が問題となる各場面で、可能な限り契約が有効に存在するという解決を優先する思想¹⁴³——、それに基づく契約規範の統一化等による取引費用の削減が進展してきた。ラオス民法典は、1990年契約法、2008年契約内外債務法の段階から、この意味でのグローバル化の規範を積極的に取り込んできた。契約において価格が明確でない場合の補完（ラ民379②）、契約の請求力と強制力の承認（ラ民375①）、履行の強制の承認（ラ民392, 393）、契約履行の困難についての通知（ラ民386）、契約履行の停止（ラ民387）、売買目的物が契約内容に適合した品質を備えていない場合の責任（ラ民407）等がある。その一方で、契約の成立要件としての比較的広範な書面要求¹⁴⁴、承諾期限を定めない申込みに対する承諾による契約の成立時期（ラ民371①）等、ラオス民法典独自の規範を維持しているものもある。これらについても、今後グローバル化規範の影響の下、制度変化の余地がある。ただし、グローバル化は民法典の国際的に統一化に直結するものではない。なぜなら、それが取引費用の削減に通じるとは限らず、むしろ、一定の規範の統一化を進めつつ、各国の歴史と現状に適合した民法典こそが、取引費用の削減の面からも、個人の権利保障の強化の面からも、多文化主義の面からも、グローバル化の規範的含意に叶うものだからである。

IV ラオス民法典の将来と法整備協力の課題

1. ラオス民法典の課題

以上の考察から、ラオス民法典のさらなる発展に向けた課題は、大きく分けて2つあるといえることができる。

(i) 第1に、現在の社会状況を前提にして、すでに規定が必要であると考えられるものについての補充の準備を始めることである。これをできるだけ漏れなく確認し、新规定の位置を検討するツールとして、パンデクテン体系の長所、とりわけ、より一般的規定から特殊的规定への配列確認が、最大限活用されるべきであろう。

例えば、第I編「総則」の規定については、法律行為を構成する「意思表示」（いわば法律行為のエンジン）の詳細ルールに立ち入り、より分析的に必要な規定を確認する余地がある。すなわち、意思能力の定義と意思能力を欠く法律行為の効果、意思表示の到達、意思表示の受領能力等についての規定である。そして、意思と表示の関係について、両者がずれた場合の処理に関する規定を体系的に捉えることも重要である、特にすでに規定がある錯誤（動機の錯誤も）、詐欺、強迫、暴力、一方的不利益の要件をさらに詳細に規定すること等が考えられる。その際、詐欺、強迫、一方的不利益等との関係で、消費者保護の要素をどのように要件化すべきかも、検討課題に入ると考えられる。

第II編「人及び法人」では、例えば、胎児の法的地位を包括的に検討し、必要な規定を置くことも、パンデクテン体系の視点からの課題といえる。また、行為能力の限定または喪失の確認の判決を登録して容易に証明する制度も整備する余地がある。

¹⁴³ 松尾2012b: 11頁。

¹⁴⁴ 前述Ⅲ8（3）参照。

法人の代表者（ラ民 112）が定款違反の行為をした場合、善意の相手方をどのように保護すべきか等の規定を置くことも、すでに検討の余地があるであろう。

第Ⅳ編「物、所有権及び物に対するその他の権利」では、例えば、引渡主義と意思主義との関係について、二重売買がされた場合に買主による所有権取得の優劣をどのように決定すべきか、ルールを明確にする必要がある。また、共同所有権に関して、所有権以外の権利の準共有等の規定を置く余地がある。

第Ⅴ編「契約内債務」については、債権総論に関して、例えば、債権の消滅のうち、更改、混同等の規定を検討する余地がある。また、多数当事者の債権関係として、不可分債権・債務、連帯債権・債務について、技術的規定の設置を検討する余地がある。

契約総論に関しては、契約の（有効）要件として挙げられている動機（ラ民 366 ②, 368）の意義とそれを欠く場合の契約の効果につき、法律行為の（有効）要件（ラ民 17）との体系的関連性（ラ民 366 ①）を再確認しつつ、契約法理に遡り、より明確にする必要がある。また、双務契約に共通するルールとして、既存の履行停止（不安の抗弁。ラ民 387）の前に同時履行の抗弁を、また、その後には危険負担の規定を置く余地がある。

契約各論に関しては、例えば、運送契約、保険契約等との関係で、商法（商行為法）と民法の関係を検討する必要がある。

第Ⅵ編「契約外債務」については、不法行為の帰責原理について、落ち度を根拠とするものと、そうでないものの体系的振り分けを確認し、バランスを失っていないかを確認する余地がある。例えば、父母・後見人・管理者の責任（ラ民 487）において、免責規定を置く必要がないかどうか、それが絶対的責任か、これら監督者の落ち度を理由とする責任か、再検討する余地がある。

第Ⅶ編「担保」においては、先取特権（ラ民 515～517）の体系的充実、担保権の類型について、留置権、所有権留保、譲渡担保について検討すること、さらには動産担保登録制度の拡充について検討する余地がある。

第Ⅷ編「相続」では、被相続人の死亡から遺産分割の終了までにおける遺産の帰属と移転のプロセスを、被相続人の債権者、相続人の債権者との関係も踏まえて、体系的に明確にする余地がある。しかし、その際には、当然承継主義か清算主義かという形で二者択一的に枠づけるのではなく、ラオスの市民が「相続」＝遺産承継をどのようなものと考えているかを踏まえたうえで、ラオスの相続概念に相応しい権利承継ルールを見出してゆく必要がある。

(ii) 第 2 の課題は、民法典施行後におけるラオス社会の変容を絶えず確認しながら、それとの適合性を確認しながら、必要な規定の見直しを図っていくことである。

例えば、第Ⅲ編「家族」における婚約（ラ民 145, 146）、婚姻申込（ラ民 147, 148）、婚前交渉（ラ民 149）、結婚式（ラ民 153）等の規定の内容につき、社会における慣行および市民の意識ならびに行動形態の変化に照らして、社会実態への法律制度の適合性を絶えず確認し、必要な改正を検討する必要があるであろう。

また、この観点からは、私的自治の進展に伴って生じる市民の法意識や行動様式の変化

に照らして必要となるであろう制度改正の余地がある。私的自治の進展に従い、民事関係における権利・義務の創設に対する国家の役割にも変化が生じ、私法の色彩の強化も考えられる。その場合、民法典における任意規定と強行規定の明確化も求められよう。

また、市場取引の進展に適合した善意の第三者保護の充実の必要性、担保金融の拡大に適合した同一物への複数担保権の設定規制や、抵当不動産の流動性の促進がある。後者に関して、代価弁済や抵当権の消滅請求の制度創設は、あるいはすでに第1の課題に入るともいえるかも知れない。

2. 法整備協力の課題

ラオス民法典の施行をもって、ラオスと日本の法整備協力はゴールを迎えたわけではない。なぜなら、日本の民法典もラオスの民法典もけっして完成しているわけではないからである。そもそも、本稿で基礎的視角に据えてきた相関的・動態的法観念によれば、社会が絶えず変化している限り、民法改正にも終わりはない。その意味では、ラオスと日本の法整備協力は、施行された民法典に対する社会からのフィードバックとそれを踏まえた改正に関して、相互に知見を提供し合う新たな局面に入ったというべきであろう。

もっとも、その際に特に注意しなければならないことは、自国の民法典の枠組みや視点から、相手国の民法典のあり方や発展方向を枠づけるような見方をすべきでない、ということである。例えば、相続による権利承継についての日本の当然承継主義の目で、ラオスの相続による権利帰属や権利移転のプロセスを評価することは、必ずしも妥当でない。

自国の法整備の経験を踏まえ、相手国の法整備の順序とペースを熟慮しながら、法制度の改革を進めるための国際協力はどうか、常にこのことを念頭に置くことにより、相互にとってより生産的で創造的な法整備協力が可能になるものと思われる。

〔参考文献〕

- 鮎川正訓『法整備支援とは何か』（名古屋大学出版会、2011）
- 幾代通『民法総則（第2版）』（青林書院、1988）
- 伊藤淳「ラオス六法作成を通じて考えた「法令外国語訳」の難しさ及び面白さ」ICD NEWS 81号（2019年12月）
- 伊藤淳「ラオスの法学教育と法曹養成研修の現状と課題 ～ラオス法学の誕生を目指して～」ICD NEWS 82号（2020年3月）
- 入江克典「ラオス民法典の概要（総論）」ICD NEWS 79号（2019a）29-40頁
- 入江克典「ラオス民法典の概要（各論）」ICD NEWS 80号（2019b）78-95頁
- 入江克典「ラオス民法典起草におけるドナー調整事例の紹介」ICD NEWS 81号（2019c）40-50頁
- 大川謙蔵「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 総則、人・法人」比較法研究 77号（2015）111-119頁

- 佐竹亮＝鈴木一子「ラオス民事判決の改善」ICD NEWS 80号（2019年9月）
- スミス， アダム・／水田洋訳『法学講義』（岩波文庫，2005）
- 西希代子「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 家族，相続」比較法研究 77号（2015）
120-127頁
- 野澤正充「ラオスの契約法と日本民法（債権法）の改正」小野秀誠＝滝沢昌彦＝小粥太郎
＝角田美穂子編『松本恒雄先生還暦記念 民事法の現代的課題』（商事法務，2012）951-
968頁
- 野澤正充「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 契約及び契約外債務，人的担保」比
較法研究 77号（2015）137-144頁
- ノース， ダグラス・C・／竹下公視訳『制度・制度変化・経済成果』（晃洋書房，1994）
- ノース， ダグラス・C・／滝澤弘和＝中林真幸監訳『制度原論』（東洋経済新報社，2016）
- 野村豊弘「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 コメント」比較法研究 77号（2015）
145-149頁
- 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 13』「民法主査会議事速記録」（商
事法務研究会，1988a）
- 法務大臣官房司法法制調査部監修『日本近代立法資料叢書 14』「法典調査会・民法整理案」，
「法典調査会・民法整理会議事速記録」（商事法務研究会，1988b）
- 星野英一「意思自治の原則，私的自治の原則」星野英一編集代表『民法講座 1』（有斐閣，
1984）335-386頁
- 松尾弘「不動産譲渡法の形成過程における固有法と継受法の混交（3・完）——所有権譲
渡理論における『意思主義』の歴史のおよび体系的理解に向けて（Ⅱ）——」横浜国際経
済法学 4巻 1号（1995）103-165頁
- 松尾弘「法整備支援における民法典整備の意義と課題」慶應法学 4号（2006）31-62頁
- 松尾弘『良い統治と法の支配——開発法学の挑戦』（日本評論社，2009）
- 松尾弘『開発法学の基礎理論——良い統治のための法律学』（勁草書房，2012a）
- 松尾弘『民法改正を読む——改正論から学ぶ民法』（慶應義塾大学出版会，2012b）
- 松尾弘「民法学と開発法学」小野秀誠＝滝沢昌彦＝小粥太郎＝角田美穂子編『松本恒雄先
生還暦記念 民事法の現代的課題』（商事法務，2012c）997-1011頁
- 松尾弘「ラオスにおける民法の発展」アジア法研究 2012（アジア法学会，2013）161-
179頁
- 松尾弘「ラオスにおける民法典編纂と法整備支援 序説／財及び所有権，物的担保」比較
法研究 77号（2015）106-110頁，128-136頁
- 松尾弘『発展するアジアの政治・経済・法——法は政治・経済のために何ができるか』（日
本評論社，2016a）
- 松尾弘『民法の体系——市民法の基礎』（慶應義塾大学出版会，2016b）
- 松尾弘「法整備支援と開発法学——「法の本質」を求めて（第1回）」書齋の窓 2019年7
月号 4-8頁

- 松尾弘＝大川謙蔵「ラオスにおける民事関係法制に関する調査研究」[<http://www.moj.go.jp/content/001147824.pdf>] (平成 27 [2015] 年 3 月)
- 松尾弘＝大川謙蔵「ラオス登記関連法制実務に関する調査」[<http://www.moj.go.jp/content/001318107.pdf>] (令和 2 [2020] 年 2 月)
- 松本恒雄「インドシナ諸国における民法典の整備と開発」一橋法学 1 巻 2 号 (2002) 390-404 頁
- モンテスキュー／野田良之ほか訳『法の精神 (上)』(岩波書店, 1989)
- Khamhoung, Alouna, “The Lao Legal System: Structures, Challenges and Legal Education toward Strengthening the Rule of Law” , in: KEIGLAD (ed.), *How Civil Law Is Taught in Asian Universities, Programs for Global Asian Legal Professions Series III*, Keio University Press, 2019, pp. 141-163.